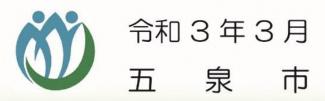
第3次五泉市障がい者計画 第6期五泉市障がい福祉計画 第2期五泉市障がい児福祉計画





# はじめに

本市は、平成29年4月に第2次五泉市総合計画をスタートし、「ずっと五泉。~次の一歩を、ともに未来へ~」を将来像に、市民の皆さまが夢と希望を持ち、豊かさを感じながら、ずっと五泉市で暮らすことができるようにとの思いを込め、まちづくりを進めております。

国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別 の解消の推進に関する法律」が施行され、不当な差別的取扱



いの禁止や合理的配慮の提供について規定されました。また、同年8月には「発達障害者支援法」の一部改正が施行され、平成30年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と「児童福祉法」の一部改正が施行されました。

これらの障がい者施策の共通点は、ライフステージごとに切れ目ない支援を受けながら、障がいの有無にかかわらず、自分の意思決定によって地域生活を営むことができる共生社会の実現を理念としているところです。

このような動向を踏まえ、このたび、障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指し、「第3次五泉市障がい者計画」と「第6期五泉市障がい福祉計画」、「第2期五泉市障がい児福祉計画」を一体的に策定いたしました。

本市における障がい福祉に関する様々な課題の解決や、本計画の基本理念である「共に生き、共に支え合う、安心で住みよい五泉(まち)」の実現に向けて努めてまいりますので、市民の皆さまをはじめ関係機関の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力をいただきました五泉市障がい者総合支援協議会委員の皆さまをはじめ、アンケート調査で貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの皆さまに、改めまして感謝申し上げます。

令和3年3月

五泉市县 伊藤勝美

# 目 次

〈総論〉	1
第1章 計画の策定にあたって	
第1節 計画策定の背景	
第2節 障がい者施策の動向	
第2章 計画策定の基本事項	
第1節 計画の位置づけと法的根拠	
第2節 計画の策定方法	
第3節 計画の推進体制	
第3章 五泉市における障がい者の状況	
第1節 障がい者等の状況	9
第2節 障がい福祉サービス等についての意見・要望	19
第4章 基本理念及び施策の展開	41
第1節 基本理念と基本目標	41
〈各論Ⅰ〉障がい者計画	40
1 障がい福祉サービス等の充実	
2 地域生活支援の充実	
3 相談支援体制の充実	
4 障がい児支援の充実	
5 経済的支援の充実	
6 保健・医療の充実	
7 権利擁護の推進	
8 雇用・就業、経済的自立の支援	
9 生活環境の整備	
10 障がい者理解の促進	
参考資料 主な事業の概要(令和2年12月現在)	55
〈各論Ⅱ〉障がい福祉計画・障がい児福祉計画	67
第1章 計画策定にあたって	
第1節 計画策定の趣旨	
第2節 計画の位置づけ	
第3節 計画の期間	
第4節 計画の策定体制	

第2	2章	計画の基本的な考え方	70
第	1節	計画の基本理念	70
第	2節	「 障がい福祉サービスに関する基本的な考え方	70
第	3節	「 障がい児支援体制の基本的な考え方	72
第	4節	<ul><li>地域生活支援事業に関する基本的な考え方</li></ul>	73
第3	章	第6期障がい福祉計画	74
第	1節	i 第5期計画(令和2年度)の数値目標の実施状況	74
第	2節	i 第6期計画(令和5年度)の数値目標	78
第	3節	i 第6期計画(令和3~5年度)障がい福祉サービスの見込量	85
第	4節	i サービス量の確保策	121
第4	章	第2期障がい児福祉計画	124
第	1節	i 第1期計画(令和2年度)の数値目標の実施状況	124
第	2節	i 障がい児支援提供体制の整備等	125
第	3節	i 第2期計画(令和3~5年度)障がい児福祉サービスの見込量	127
第	4節	サービス量の確保策	133
/ 2/2	7 N/N	<b>√</b>	404
〈貨	<b>新</b>	7/19/	
1	五泉	P市障がい者総合支援協議会設置要綱	135
2	五泉	?市障がい者総合支援協議会組織図	137
3	五泉	と ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	138
4	障カ	い者計画及び障がい福祉計画の策定経過	139
5	障害	· 曾者基本法(抜粋)	140
6	障害	。 『者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(抜粋)	148
7	児童	福祉法(抜粋)	151
8	用語		454

# 「障がい」の表記について

五泉市では、「障害」の「害」の字が持つマイナスイメージや当事者への配慮から、この計画を含めて原則的に"ひらがな"で表記することとしました。 ただし、法律名や固有名詞などは、漢字で表記しています。

# 〈総論〉

第1章	計画の策定にあたって2
第2章	計画策定の基本事項4
第3章	五泉市における障がい者の状況9
第4章	基本理念及び施策の展開41

# 第1章 計画の策定にあたって

# 第1節 計画策定の背景

これまで本市では、計画期間を 1 期6年とする「障がい者計画」と、3 年毎に策定している「障がい福祉計画」があり、計画的な障がい者施策の推進を行ってきました。

この間、わが国の障がい者政策は大きな転換期を迎えており、障害者権利条約の批准に必要な国内法の整備や障がい者福祉制度の改革を推進し、平成 25 年 4 月には障害者自立支援法を改正し、障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」を施行しました。

それに続いて、同年6月に障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした、 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が成立しました (平成28年4月施行)。

この障害者差別解消法の成立により国内法の必要な整備がなされたことから、同年 12 月に障害者権利条約が国会承認され、平成 26 年 1 月にわが国は「障害者の権利に関する条約」を批准しました。また、一億総活躍社会、地域共生社会の実現に向けた取組も進み始め、障がい者福祉分野においても、平成 30 年度からの改正障害者総合支援法を中心に、より一層、取組の推進が必要となります。

障害者基本計画については、旧基本計画の計画期間が平成 29 年度をもって満了することを踏まえ、障害者政策委員会において、基本計画の策定に向けた調査審議を行われて、 平成 30 年 3 月に基本計画を閣議決定しています。

このような状況の変化に合わせ、本市では令和2年度に、現行の計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国の指針や近年行われた障がい者制度改革を踏まえて、「第3次五泉市障がい者計画」及び「第6期五泉市障がい福祉計画」「第2期五泉市障がい児福祉計画」を策定しました。

#### 近年の障がい者政策の動向 共生 地域共生社会の実現 自立 地域での居場所づくり ・ 障がい者の自立促進 地域福祉の充実 ・精神障がい者施策の ・障がい者の自己決定の尊重 ・障がい福祉サービス 充実 の普及 相談支援事業の充実 平成 21 年 平成 18 年 平成 24 年 平成 25 年 平成 26 年 平成 15 年

# 第2節 障がい者施策の動向

#### ① 地域共生社会の実現に向けて

厚生労働省は、平成27年9月に、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を示し、 新しい地域包括支援体制の確立を核とした共生型の地域社会をめざすこととしています。

この考え方は、「ニッポンー億総活躍プラン」における「地域共生社会の実現」にも関連するものです。

そのため、「共生社会」を従来の「地域包括ケアシステム」を発展させたものとして改めて位置づけ、「誰もが差別なく住み慣れた地域で暮らし続けることのできる地域共生社会」の構築をめざす必要があります。

#### ② 障がい者施策動向

近年、我が国における障がい者施策は、平成 26 年の「障害者権利条約」の批准を契機として、法制度や施策が大きく変化しています。

#### ■ 障がい者施策に関する法制度の動向

平成 24 年	·「障害者虐待防止法」施行				
	·「障害者優先調達推進法」施行				
	·「障害者総合支援法」一部施行				
平成 25 年	•「障害者差別解消法」制定				
	•改正「障害者雇用推進法」制定				
	·第3次「障害者基本計画」策定				
	·「障害者権利条約」批准				
平成 26 年	・改正「精神障害者保健福祉法」施行				
	·「障害者総合支援法」全面施行				
平成 27 年	・総合支援法の対象疾病拡大				
	・「総合支援法及び児童福祉法改正案」公布				
平成 28 年	•改正「障害者雇用推進法」施行				
十八 20 十	·「障害者差別解消法」施行				
	•「発達障害者支援法」改正				
平成 29 年	≪ 法改正·計画策定準備 ≫				
	·第4次「障害者基本計画」策定				
平成 30 年	•改正「障害者総合支援法」一部施行				
	•改正「児童福祉法」一部施行				
令和2年	≪ 計画策定準備 ≫				

#### POINT「障害者総合支援法」

- 特定疾患者への支援対象拡大
- ・地域生活支援事業の強化
- 障害支援区分の創設
- 重度訪問介護の対象拡大

#### POINT「障害者権利条約」

・障がい者の人権や基本的自由 の享有を確保し、障がい者の固 有の尊厳の尊重を促進するた め、障がい者の権利を実現する ための措置等を規定。

#### POINT「障害者差別解消法」

- ・社会的障壁の除去に対する公共 機関の合理的配慮の義務化。
- ・国の行政機関や地方公共団体 及び民間事業者による「障害を 理由とする差別」を禁止すると ともに、それを実効的に推進す るための基本方針や対応要領 を作成し、また相談及び紛争の 防止等のための整備、啓発活 動等の差別解消のための支援 措置が定められる。

# 第2章 計画策定の基本事項

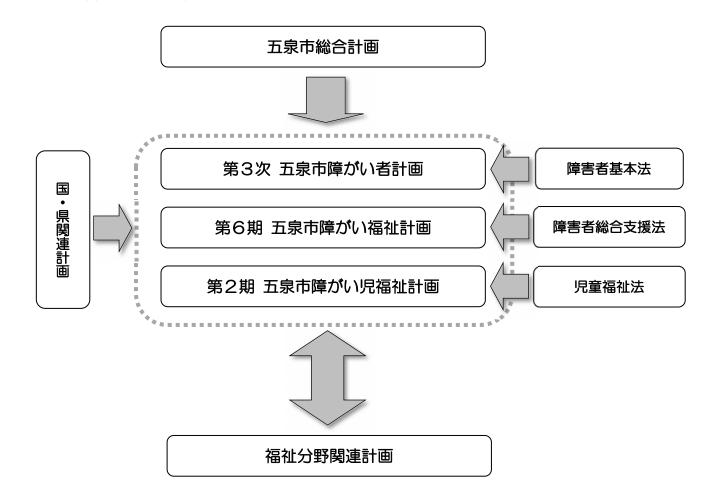
# 第1節 計画の位置づけと法的根拠

#### ① 計画の位置づけ

本計画は、五泉市総合計画の実現に向けた計画であり、国及び県の計画に即しながら、 本市の福祉分野関連計画とも連携し、障がい福祉施策の現状と課題を明らかにし、障がい 福祉施策を総合的に推進するための基本方針を示すものです。

障がい福祉計画は、障害者総合支援法に基づいた、障がい福祉サービス、相談支援及び 地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画、また、障がい児福祉計画は、児童福祉 法に基づいた、障がい児通所支援の提供体制の確保に関する計画となっており、本市の関 連計画との整合性を図り策定しました。

# ■主な関連計画との位置づけ



# ② 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。令和9年度から始まる次期計画は、令和8年度に見直しをする予定です。

障がい福祉計画および障がい児福祉計画の計画期間は、国の基本指針で3年と定められていますので、「第6期 五泉市障がい福祉計画」および「第2期 五泉市障がい児福祉計画」の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。令和6年度から始まる次期計画は、令和5年度に見直しをする予定です。

# ■計画の期間について

区分	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
五泉市障がい者	第1次	第2次五泉市障がい者計画 第3次五泉市障がい者計画 (6年間)											
計画	見直し						見直し						見直し
五泉市障がい	第3期	第4期丑	第4期 五泉市障がい福祉計画 (3年間) 第5		第5期丑	京泉市障がい初 (3年間)	<b>基社計画</b>	第6期 五泉市障がい福祉計画 (3年間)		第7期			
福祉計画	見直し			見直し			見直し			見直し			見直し
五泉市障がい児					第1期五	泉市障がい児 (3年間)	福祉計画	第2期 五	泉市障がい児 (3年間)	福祉計画		第3期	
福祉計画							見直し			見直し			見直し

# 第2節 計画の策定方法

#### ① 策定の体制

庁内において関係各課との障がい者施策の調整、基本理念・目標、事業量の設定等を行うほか、現行計画における事業等の実績状況を調査しました。また、次のとおり、外部有識者による施策・事業等の調整を行いました。

#### ▶ 五泉市障がい者総合支援協議会(素案の審議)

障がい者等の保健福祉事業または活動に携わる者で構成することとし、3回の協議会 を開催しました。

# ▶ アンケート調査

障がい者及びその家族等の生活課題や障がい者施策・サービスに対する計画対象者の 評価やニーズ等の実態を把握するためにアンケート調査を行いました。

また、関連福祉施設・企業等に、障がい福祉サービス提供の協働体制や課題等についてアンケート調査を行いました。

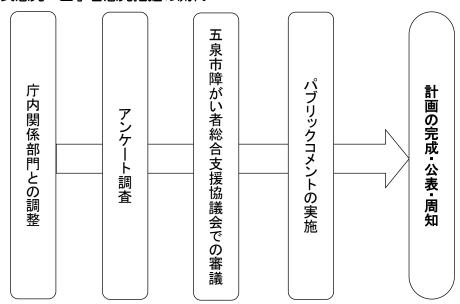
#### ▶ 庁内関係部門との調整(施策・事業の調整)

施策・事業に関連性のある庁内部門と適宜調整を行い、各所管計画との整合、障がい者施策の検討等を行いました。

#### ② 市民意見・当事者意見の把握

次のとおり、パブリックコメントを実施し、意見や要望等を収集する機会を設けました。なお、意見は基礎資料として策定の工程に取り込みました。

#### ■ 市民意見・当事者意見把握の流れ



# 第3節 計画の推進体制

### (1)計画の評価・見直し

#### ① 計画におけるPDCAサイクル

本計画では、基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」としています。

これらは PDCA サイクルに沿って事業を実施し、1 年に 1 回程度、その実績を把握し、 障がい福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、障がい 福祉計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくものです。

そのため、作成した計画については、定期的に進捗状況を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応を検討します。本市では五泉市障がい者総合支援協議会が、その審議の場となります。

#### ② 点検・評価結果の反映

五泉市障がい者総合支援協議会から、計画の進捗状況や、計画を推進していくための方 策について意見・提案等を受け、計画の見直し等、施策に反映します。

特にサービス見込量を設定する障がい(児)福祉計画においては、障がい福祉サービス・ 障がい児通所支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備、自立支援給付及び地域生活支 援事業の円滑な実施を確保する必要があります。

- O PDCA サイクルのプロセスは、次のとおりとします。
  - ・毎年1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。
- 〇 第6期五泉市障がい福祉計画・第2期五泉市障がい児福祉計画においては、これらの PDCA サイクルのプロセスを念頭に置き、計画作成の段階において、国の基本指針に即しつつ地域の実情に応じて目標設定をします。

# (2) 計画の推進体制の確保

#### ① 推進体制の確保

計画の推進にあたっては、庁内や国・県の関係行政機関との連携を強化します。 また、関係機関・団体等との連絡・調整を行うとともに、市、相談支援事業者、サービ

ス事業者、さらには雇用分野、教育分野等の関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

#### ② 障がい福祉サービスや計画に関する情報の提供

障がい福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

また、地域の住民・事業者に対して、障がいに関する正しい知識の啓発に努め、「障がい」の理解の促進を図るとともに、共に生きる社会の実現をめざして地域の力を活用します。

#### ③ サービスの質の確保と経営基盤の安定化

市町村の事業である地域生活支援事業の実施にあたっては、市に登録を行った事業者が サービス提供者となりますが、これらの事業者に対しては一定の基準を設けるとともに、 苦情処理体制を整備、確立するなど、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につ なげます。

また、県の指定を受けた事業者についても、県との連携を図り、質の確保に努めます。 なお、こうしたサービスの質の確保に加えて、障がい者等が継続的にサービスを利用で きるよう、さらに検討を進めます。

# 第3章 五泉市における障がい者の状況

# 第1節 障がい者等の状況

# (1) 身体障がい者

# ① 身体障害者手帳所持者数の推移

令和2年

身体障害者手帳所持者は、令和2年4月1日現在1,897人であり、若干減少傾向にあります。総人口に占める割合は3.84%となり、減少傾向となっています。

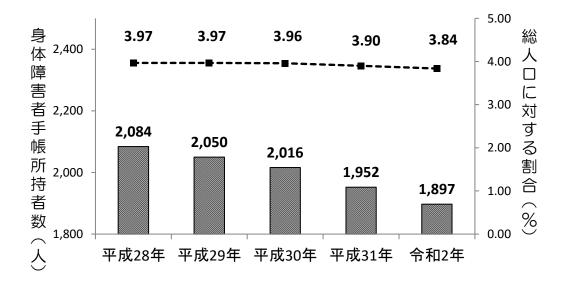
区分	総人口(人)	身体障害者手帳 所持数(人)	総人口に 対する 割合(%)
平成28年	52, 505	2, 084	3. 97
平成29年	51, 625	2, 050	3. 97
平成30年	50, 932	2,016	3. 96
平成31年	50, 086	1, 952	3. 90
			·

1,897

3.84

49, 426

【身体障害者手帳所持者数(各年4月1日現在)】



■■■ 身体障害者手帳所持数 -----総人口に対する割合

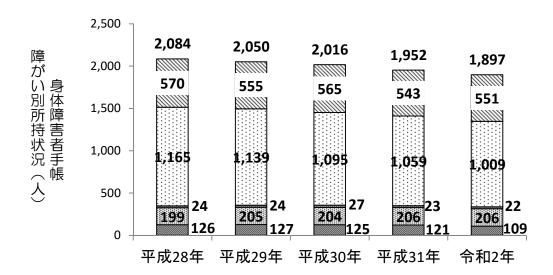
# ② 障がい別身体障害者手帳所持者数の推移

障がいの種類としては、肢体不自由が最も多く、次に内部障がいが多くなっています。

【身体障害者手帳 障がい別所持状況】

区分	視覚	聴覚・平衡	音声・言語 ・そしゃく	肢体不自由	内部障がい	合計
平成28年	126	199	24	1, 165	570	2, 084
平成29年	127	205	24	1, 139	555	2, 050
平成30年	125	204	27	1, 095	565	2, 016
平成31年	121	206	23	1, 059	543	1, 952
令和2年	109	206	22	1, 009	551	1, 897

(単位:人)



■ 視覚 ■ 聴覚・平衡 ■ 音声・言語 □ 肢体不自由 □ 内部障がい ・ そしゃく

# ③ 身体障害者手帳の障がい別・等級別所持状況

障がいの等級としては、1級が最も多くなっています。1級の中で最も多いのは内部障がいとなっています。

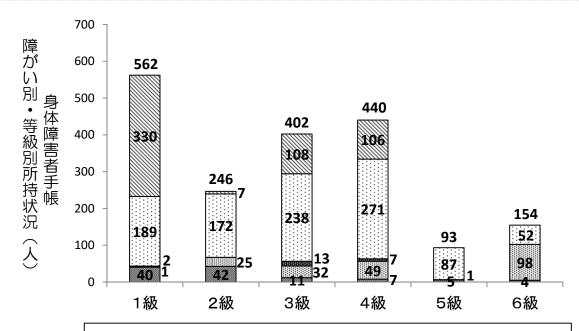
【身体障害者手帳 障がい別・等級別所持状況(令和2年4月1日現在)※総合等級】

区分	視覚	聴覚・平衡	音声・言語 ・そしゃく	肢体不自由	内部障がい	合計
1級	40	1	2	189	330	562
2級	42	25	0	172	7	246
3級	11	32	13	238	108	402
4級	7	49	7	271	106	440
5級	5	1	0	87	0	93
6級	4	98	0	52	0	154
合計	109	206	22	1, 009	551	1, 897

(単位:人)

【内部障がい 障がい別所持状況 (令和2年4月1日現在)】

区分	じん臓	心臓	ぼうこう・直腸	肝機能	呼吸器	小腸	免疫	合計
所持者数	178	211	86	4	69	1	2	551



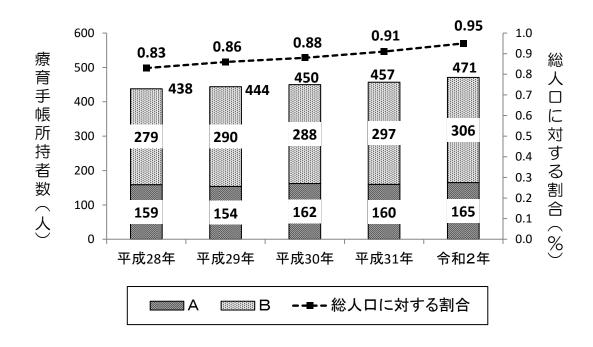
■ 視覚 ■ 聴覚・平衡 ■ 音声・言語 □ 肢体不自由 □ 内部障がい ・ そしゃく

# (2) 知的障がい者

療育手帳所持者は、令和2年4月1日現在471人であり、総人口に占める割合は0.95%と 増加傾向で推移しています。

【療育手帳所持者数(各年4月1日現在)】

区分	<b>₩</b>	療育	総人口に 対する		
<b>卢</b> 刀	総人口(人)	A	В	合計	割合(%)
平成28年	52, 505	159	279	438	0.83
平成29年	51, 625	154	290	444	0.86
平成30年	50, 932	162	288	450	0.88
平成31年	50, 086	160	297	457	0. 91
令和2年	49, 426	165	306	471	0.95



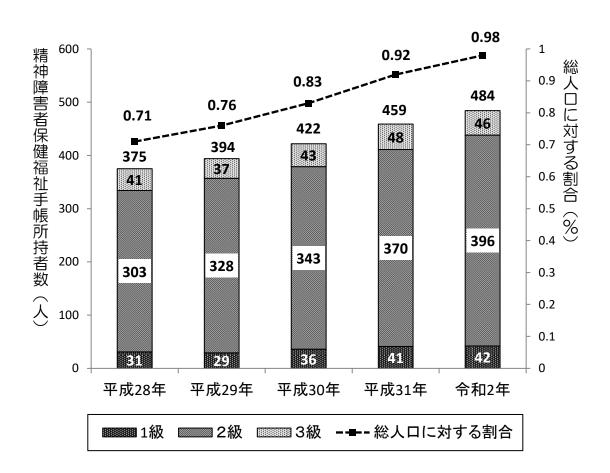
# (3)精神障がい者

# ① 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和2年4月1日現在484人であり、増加傾向で推移しています。総人口に占める割合は0.98%となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数(各年4月1日現在)】

区分	※ 人口(人)	精神障害者保健福祉手帳所持者数			総人口に 対する	
区分	総人口(人)	1級(人)	2級(人)	3級(人)	合計(人)	利りる割合(%)
平成28年	52, 505	31	303	41	375	0.71
平成29年	51, 625	29	328	37	394	0.76
平成30年	50, 932	36	343	43	422	0.83
平成31年	50, 086	41	370	48	459	0. 92
令和2年	49, 426	42	396	46	484	0. 98

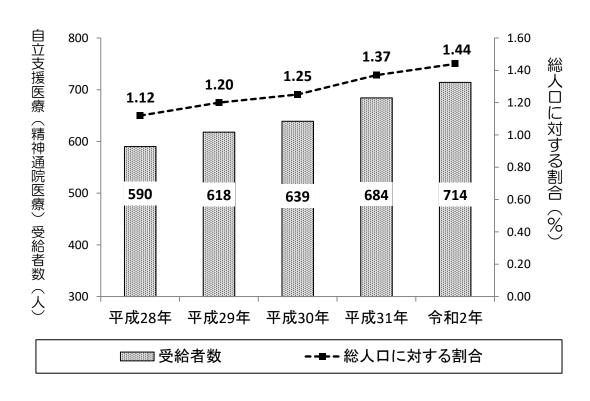


# ② 自立支援医療(精神通院医療)

自立支援医療(精神通院医療)受給者は、令和2年4月1日現在714人であり、増加傾向で推移しています。総人口に占める割合は1.44%となっています。

【自立支援医療(精神通院医療)受給者数(各年4月1日現在)】

区分	総人口(人)	受給者数 (人)	総人口に対する 割合(%)
平成28年	52, 505	590	1. 12
平成29年	51, 625	618	1. 20
平成30年	50, 932	639	1. 25
平成31年	50, 086	684	1. 37
令和2年	49, 426	714	1.44

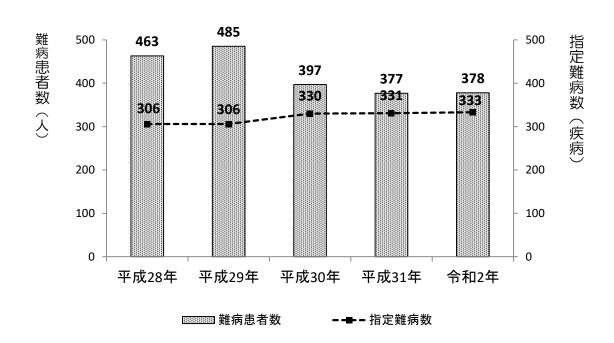


# (4) 難病患者数と指定難病数の推移

原因が不明で治療方法が未確立である疾病を難病といいます。指定難病数は令和元年7月に333疾病に増加しています。

【難病患者数と指定難病数の推移(各年4月1日現在)】

区分	難病患者数	指定難病数 (疾病)
平成28年	463	306
平成29年	485	306
平成30年	397	330
平成31年	377	331
令和2年	378	333



# (5) 療育教室における幼児数の推移

# 療育教室とは…

就学前の支援が必要な子どもを対象に、親子の遊びを通じて発達を促します。また、関わり方を保護者が学ぶとともに、小集団遊びを通じて子どもの社会性・協調性を育みます。

療育教室の幼児数の推移は、増加傾向です。

# 【療育教室における幼児数の推移(各年度3月末現在)】

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (11月末現在)
幼児数	20	36	44	46	45

(単位:人)

# (6)特別支援学級、通級指導教室及び特別支援学校における児童・生徒数の推移

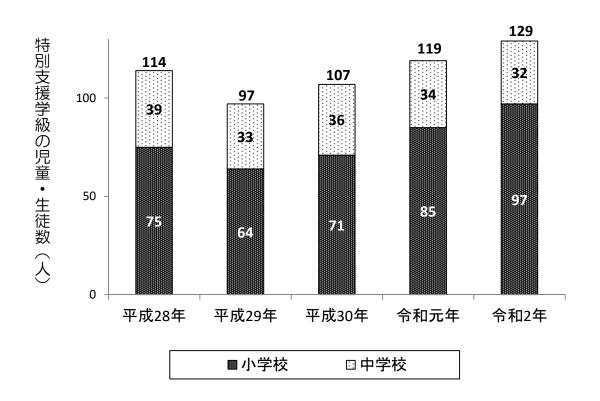
#### 通級指導教室とは…

小・中学校の通常の学級に在籍している、言語障がい、情緒障がい、弱視、難聴などの障がいがある児童・生徒のうち、比較的軽度の障がいがある児童・生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行い、個々の障がいの状況に応じた特別の指導を通級指導教室で行う教育形態です。

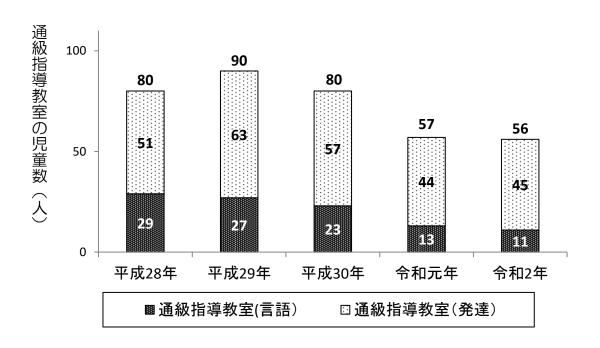
特別支援学級の児童・生徒数の推移をみると、平成 29 年度は減少しましたが、以降、小学校の生徒数が増加しています。また、小学校で実施している通級指導教室については、言語、発達障がいともに児童数が減少しています。

なお、五泉特別支援学校に通学する児童・生徒数(五泉市民のみ)の推移は、令和元年まで横ばいとなっていましたが、令和2年は増加しています。

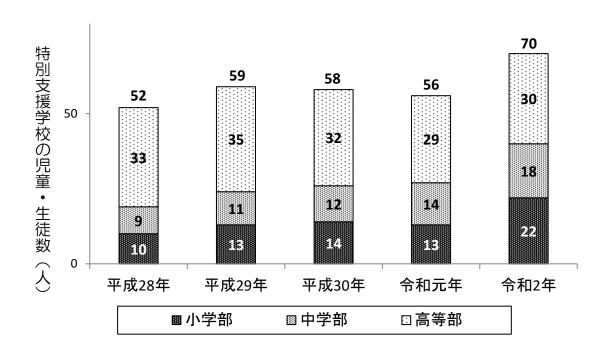
#### 【特別支援学級の児童・生徒数(人)の推移(各年5月1日現在)】



# 【通級指導教室の児童数の推移(人)(各年5月1日現在)】



【特別支援学校の児童・生徒数の推移(人)(各年5月1日現在)】



# 第2節 障がい福祉サービス等についての意見・要望

# (1)アンケート調査

#### ■アンケート調査の概要

本市では、障がい福祉に関する「障がい者計画」及び「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の検証を行うとともに、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、難病の特定疾患受給者証をお持ちの方、18歳未満の通所支援受給者や特別児童扶養手当受給者の生活実態や障がい福祉サービス等の利用、就労状況等の利用意向を把握し、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

# ■調査対象・実施方法

市民意見・当事者意見の把握				
五泉市在住で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福				
調査対象者	手帳をお持ちの方、難病の特定疾患受給者証をお持ちの方、特別児			
	童扶養手当を受給されている方、障がい児通所支援サービスを受給			
	されている方			
対象者数	1,000 人	調査対象地区	五泉市全域	
調査方法	郵送配布、郵送回収	調査時期	令和2年8月~9月	

# ■回答結果

配布枚数     1,000 票     有効回答数     483 票     有効回答率
--

#### ■設問の構成

設問項目	設問内容
障がい者 (児) 本人に ついて	属性/手帳・障がいの種類/日常生活/医療的処置/就労/外出/ 悩み・相談/災害時の対応/施策・福祉サービスの利用状況・利用 希望

#### ■調査結果の見方

- ①調査結果中の「n」の数値は、設問への回答者数を表します。
- ②回答比率(%)は、すべて小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。したがって、回答比率の合成が100%にならない場合があります。
- ③回答比率(%)は、その設問の回答者数を基数として算出しています。したがって、複数回答「(あてはまるものすべてにO)」の設問については、すべての回答比率の合計が100%を超えることがあります。

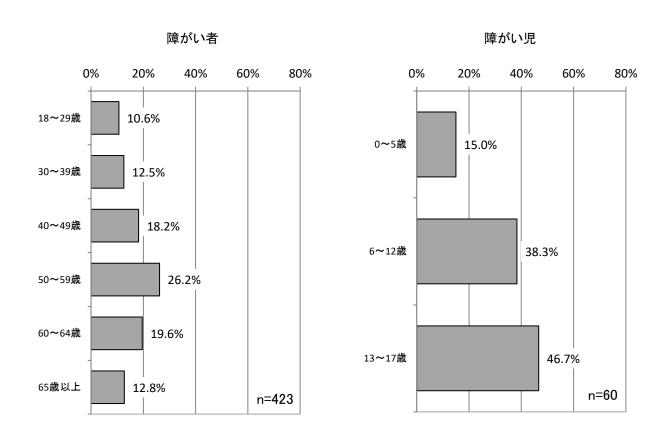
# ■アンケート結果(抜粋)

# ① 年齢について

問 あなた (障がいのあるご本人) は何歳ですか。

障がい者では「50~59歳」が 26.2% (111 人) と最も高く、障がい児では「13~17歳」が 46.7% (28 人) と最も高くなっています。

# 【年齢構成(令和2年6月末現在)】



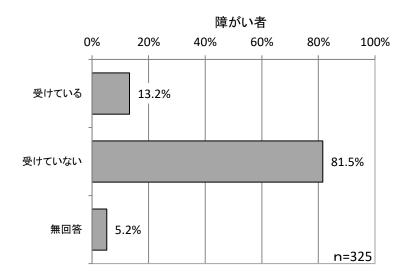
# ② 介護保険認定について

問 40歳以上の方にお聞きします。

あなた(障がいのあるご本人)は、介護保険の要介護認定を受けていますか。

「受けていない」が81.5% (265人) と最も高く、次いで「受けている」が13.2% (43人) となっています。

# 【要介護認定の有無】



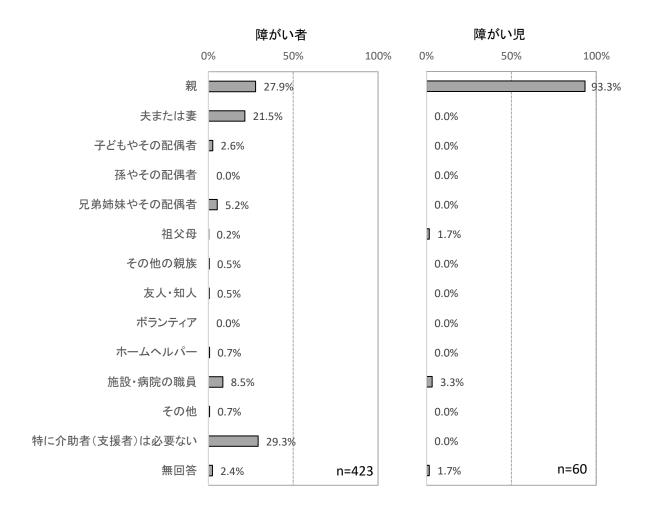
### ③ 介助者(支援者)について

問 主な介助者(支援者)は、どなたですか。

障がい者では、「特に介助者(支援者)は必要ない」が29.3%(124人)と最も高く、 次いで「親」が27.9%(118人)となっています。

障がい児では、「親」が 93.3% (56 人) と最も高く、次いで「施設・病院の職員」が 3.3% (2 人) となっています。

# 【主な介助者(支援者)】

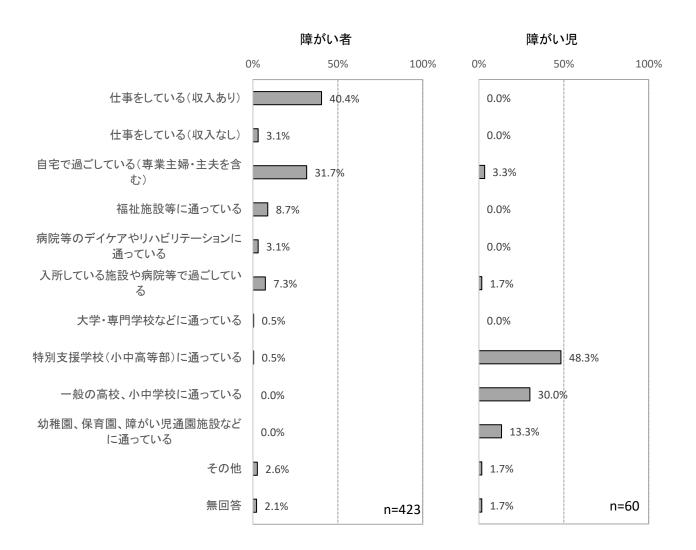


### ④ 就労等について

問 あなたは、平日の日中をおもにどのように過ごしていますか。

障がい者では、「仕事をしている(収入あり)」が 40.4%(171 人)と最も高く、次いで「自宅で過ごしている(専業主婦・主夫を含む)」が 31.7%(134 人)となっています。 障がい児では、「特別支援学校(小中高等部)に通っている」が 48.3%(29 人)と最も高く、次いで「一般の高校、小中学校に通っている」が 30.0%(18 人)となっています。

#### 【就労等について】



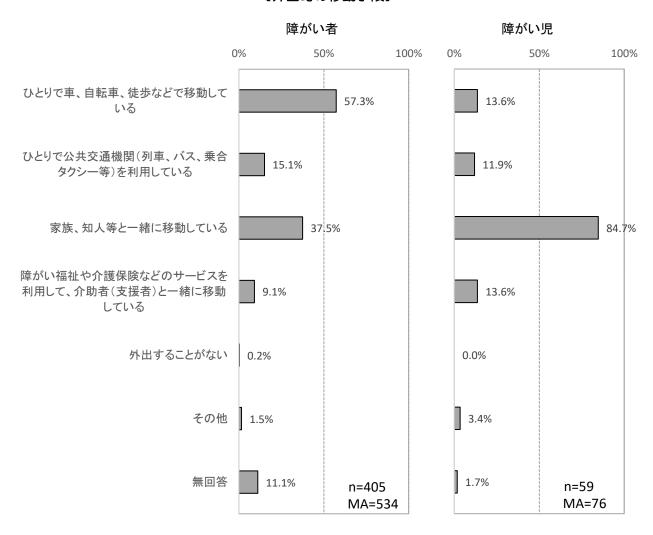
#### ⑤ 外出等について

問外出する時の主な移動手段は何ですか。

障がい者では、「ひとりで車、自転車、徒歩などで移動している」が 57.3% (232人) と最も高く、次いで「家族、知人等と一緒に移動している」が 37.5% (152人) となっています。

障がい児では、「家族、知人等と一緒に移動している」が84.7%(50人)と最も高く、次いで「ひとりで車、自転車、徒歩などで移動している」「障がい福祉や介護保険などのサービスを利用して、介助者(支援者)と一緒に移動している」が13.6%(8人)となっています。

#### 【外出時の移動手段】



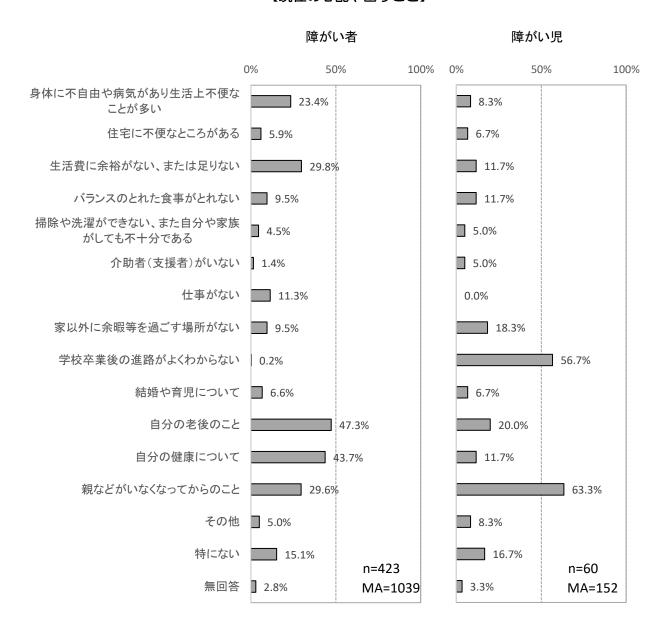
#### ⑥ 現在の心配や困りごとについて

問あなたは、現在どのような心配や困りごとがありますか。

障がい者では、「自分の老後のこと」が 47.3%(200人)と最も高く、次いで「自分の健康について」が 43.7%(185人)となっています。

障がい児では、「親などがいなくなってからのこと」が 63.3% (38 人) が最も高く、次いで「学校卒業後の進路がよくわからない」が 56.7% (34 人) となっています。

#### 【現在の心配や困りごと】



# ⑦ 福祉サービス利用等について

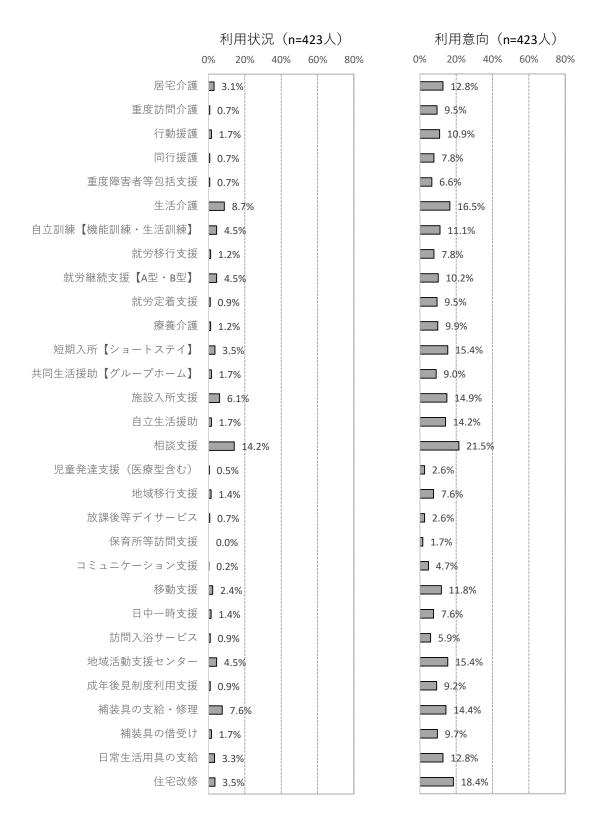
問 以下の福祉サービスを現在利用していますか。また今後利用したいと思いますか。

# <障がい者>

現在の利用状況では、「相談支援」が14.2%が最も高く、次いで「生活介護」が8.7%となっています。

今後の利用意向では、「相談支援」が21.5%と最も高く、次いで「住宅改修」が18.4%となっています。

#### 【福祉サービスの利用状況・利用意向 (障がい者)】

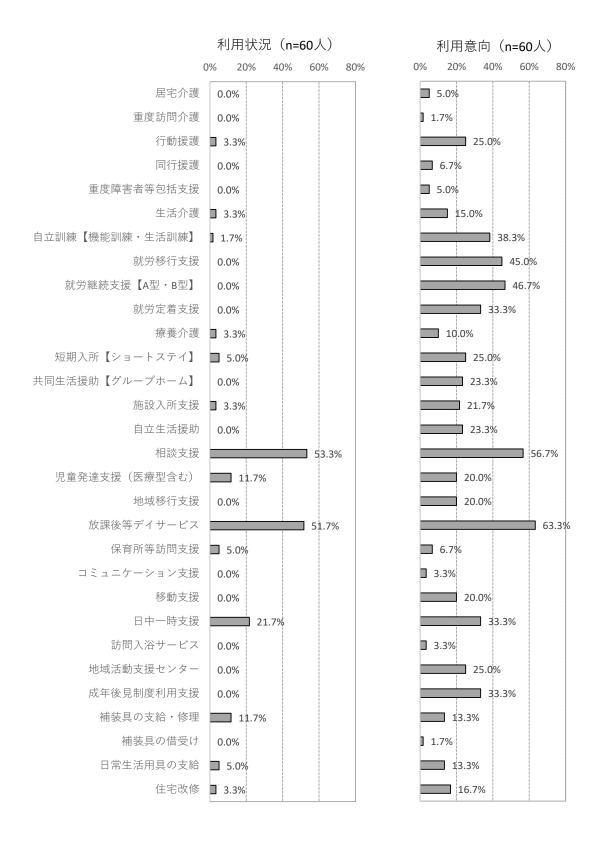


# <障がい児>

現在の利用状況では、「相談支援」が53.3%と最も高く、次いで「放課後等デイサービス」が51.7%となっています。

今後の利用意向では、「放課後等デイサービス」が63.3%と最も高く、次いで「相談支援」が56.7%となっています。

### 【福祉サービスの利用状況・利用意向 (障がい児)】



#### ⑧ 福祉サービス利用等について

問 五泉市の福祉等に関する暮らしの「満足度」と、市の取り組みとしての「重要度」を各項目についてお聞きします。

\*以下の散布図は、「<u>介護保険の認定を受けていない」人と「40 歳未満」の人の回答データ</u>を用いています。

【満足度・重要度に関する質問項目】

項目	
①在宅福祉サービスの充実	⑪福祉に関する情報提供の充実
②入所施設の充実	⑩基幹相談支援センターなど相談支援の充実
③通所施設の充実	⑬経済的な援助の充実
④保健医療サービスの充実	④障がい児に対する教育・療育の充実
⑤医療費の軽減	⑤障がい者理解に対する啓発・広報の充実
⑥障がい者向け住宅の整備、住宅改造のための支援	⑥ボランティアの育成活動への支援
⑦障がい者が暮らしやすいまちづくり	⑪財産管理の援助
⑧障がい者の利用に配慮した公営住宅の供給	®障がい者団体などへの活動支援
⑨障がい者の雇用・就業の促進	⑨災害時における障がい者への対応
⑩社会参加、地域参加への支援	

「満足度」と「重要度」を点数化しています。また、設問ごとに「満足度」と「重要度」のどちらも回答した人のみ点数化しました。

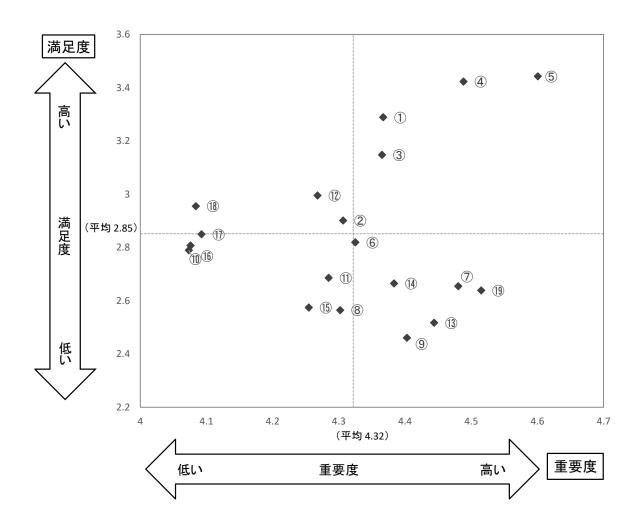
図表 点数置き換え表

満足度	重要度
1. 満足している → 5点	1. 重要である → 5点
2. やや満足している → 4点	2. やや重要である → 4点
3. どちらでもない → 3点	3. どちらでもない → 3点
4. やや不満である → 2点	4. あまり重要でない → 2点
5. 不満である → 1点	5. 重要ではない → 1点

#### 〈満足度・重要度の平均点算出の方法〉

(「1. 満足している 5 点×回答数」+「2. やや満足している 4 点×回答数」+「3. どちらでもない 3 点×回答数」+「4. やや不満である 2 点×回答数」)+「5. 不満である 1 点×回答数」)÷回答者数合計=平均とし、重要度も同じように算出しました。

【満足度・重要度の散布図】



満足度については、2.46~3.44 までの幅があり、満足度の高いサービスもあれば、満足度の低いサービスもあり、サービスの内容によって評価が分かれていますが、重要度については、4.07~4.60 までの範囲にあり、総じて高くなっています。

「満足度」が低く「重要度」が高いサービスは、⑨障がい者の雇用・就業の促進、⑬経済的な援助の充実、⑦障がい者が暮らしやすいまちづくり、⑪災害時における障がい者への対応、⑭障がい児に対する教育・療育の充実、⑥障がい者向け住宅の整備、住宅改造のための支援、となっています。

「満足度」が最も高いサービスは、⑤医療費の軽減で、最も低いサービスは、⑨障がい者の雇用・就業の促進、となっています。

「重要度」が最も高いサービスは、⑤医療費の軽減で、最も低いサービスは、⑩社会参加、地域参加への支援、となっています。

## (2) 事業所アンケート調査

## ■事業所調査の状況

「障がい者計画」及び「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の策定にあたり、五泉 市内で障がい福祉サービスを実施している事業所等に、運営状況やご意見をお聞きする アンケート調査を実施しました。

## ■調査対象・実施方法

	事業者意見の把握
調査対象	五泉市内の障がい福祉サービス事業所
対象数	38 事業所
調査対象地区	五泉市全域
調査方法	郵送配布、郵送回収
調査時期	令和2年9月

## ■回答結果

配布枚数	38票
有効回答数	31 票
有効回答率	81.6%

## ■設問の構成

設問項目	設問内容
事業所の運営状況	サービスの実施状況
事業展開における現状と課題	問題点・課題/サービス充実/行政との連携/発達障がい児・者 支援/地域移行/地域の課題
今後の方向	不足しているサービス

## ■アンケート結果(抜粋)

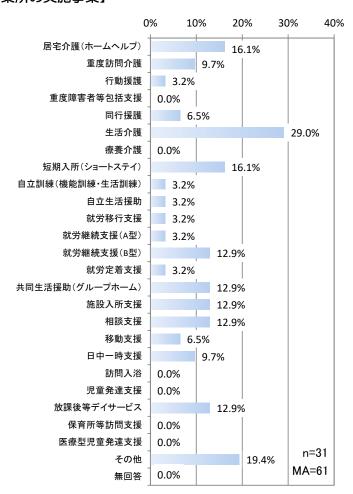
#### ① 事業所の実施事業について

問 貴事業所で実施している事業(サービス)について記入してください。(複数回答)

事業所で実施している事業(サービス)では、「生活介護」が 29.0%(9 事業所)と最も高く、次いで「居宅介護(ホームヘルプ)」「短期入所(ショートステイ)」が 16.1%(5 事業所)と続いている。

## 【事業所の実施事業】

項目	回答数	割合
居宅介護(ホームヘルプ)	5	16.1%
重度訪問介護	3	9.7%
行動援護	1	3.2%
重度障害者等包括支援	0	0.0%
同行援護	2	6.5%
生活介護	9	29.0%
療養介護	0	0.0%
短期入所(ショートステイ)	5	16.1%
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	1	3.2%
自立生活援助	1	3.2%
就労移行支援	1	3.2%
就労継続支援(A型)	1	3.2%
就労継続支援(B型)	4	12.9%
就労定着支援	1	3.2%
共同生活援助(グループホーム)	4	12.9%
施設入所支援	4	12.9%
相談支援	4	12.9%
移動支援	2	6.5%
日中一時支援	3	9.7%
訪問入浴	0	0.0%
児童発達支援	0	0.0%
放課後等デイサービス	4	12.9%
保育所等訪問支援	0	0.0%
医療型児童発達支援	0	0.0%
その他	6	19.4%
無回答	0	0.0%
合計	61	_



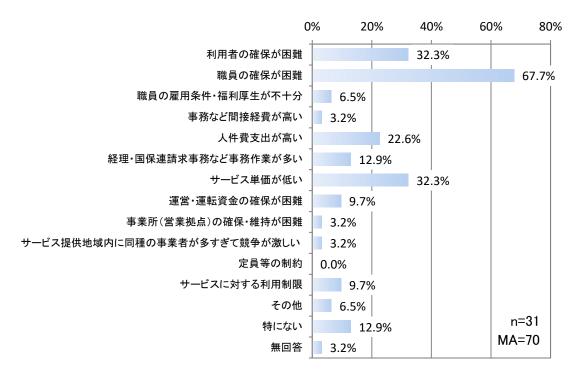
#### ② 事業を展開する上での問題・課題について

問 貴事業所が事業を展開する上での問題点・課題はありますか。(複数回答)

事業を展開する上での問題点・課題では、「職員の確保が困難」が67.7%(21 事業所)と最も高く、次いで「利用者の確保が困難」「サービス単価が低い」が32.3%(10 事業所)と続いている。

【事業を展開する上での問題・課題】

項目	回答数	割合
利用者の確保が困難	10	32.3%
職員の確保が困難	21	67.7%
職員の雇用条件・福利厚生が不十分	2	6.5%
事務など間接経費が高い	1	3.2%
人件費支出が高い	7	22.6%
経理・国保連請求事務など事務作業が多い	4	12.9%
サービス単価が低い	10	32.3%
運営・運転資金の確保が困難	3	9.7%
事業所(営業拠点)の確保・維持が困難	1	3.2%
サービス提供地域内に同種の事業者が多すぎて競争が激しい	1	3.2%
定員等の制約	0	0.0%
サービスに対する利用制限	3	9.7%
その他	2	6.5%
特にない	4	12.9%
無回答	1	3.2%
合計	70	_



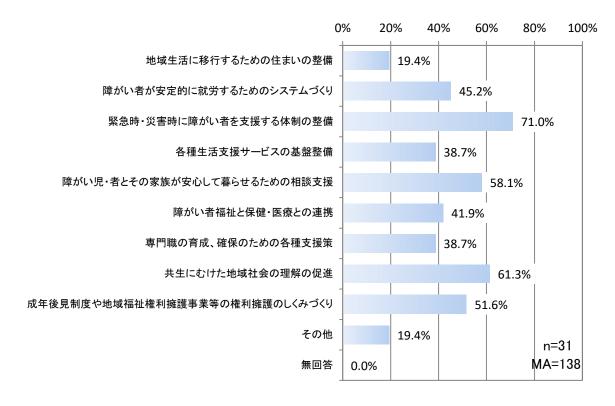
## ③ 障がい福祉サービスにおいて必要なことについて

問 市の障がい福祉サービスの充実に向けて今後、必要なことは何だと思いますか。 (複数回答)

サービス充実に必要なことでは、「緊急時・災害時に障がい者を支援する体制の整備」が 71.0%(22 事業所)と最も高く、次いで「共生にむけた地域社会の理解の促進」が61.3% (19 事業所)と続いている。

## 【障がい福祉サービスにおいて必要なこと】

項目	回答数	割合
地域生活に移行するための住まいの整備	6	19.4%
障がい者が安定的に就労するためのシステムづくり	14	45.2%
緊急時・災害時に障がい者を支援する体制の整備	22	71.0%
各種生活支援サービスの基盤整備	12	38.7%
障がい児・者とその家族が安心して暮らせるための相談支援	18	58.1%
障がい者福祉と保健・医療との連携	13	41.9%
専門職の育成、確保のための各種支援策	12	38.7%
共生にむけた地域社会の理解の促進	19	61.3%
成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の権利擁護のしくみづくり	16	51.6%
その他	6	19.4%
無回答	0	0.0%
合計	138	_



#### ④ 行政との連携などについて

問 行政との連携などについて重要と思われるものは何ですか。(3つまで選択)

行政との連携で重要なことでは、「事業所や関係機関のネットワークの整備」が 61.3% (19 事業所) と最も高く、次いで「各利用者の状況把握やサービス事業所間の調整」が 58.1% (18 事業所) と続いている。

## 【行政との連携など】

項目	回答数	割合
各利用者の状況把握やサービス事業所間の調整	18	58.1%
事業所のサービス内容が適正であるかの指導体制(チェック機能)	4	12.9%
市との連携強化の仕組みづくり	10	32.3%
事業運営に必要な情報提供	13	41.9%
事業所や関係機関のネットワークの整備	19	61.3%
事業所や障がい者団体等の連携強化支援	2	6.5%
地域活動や市の行事などの連携強化	3	9.7%
相談支援機能の連携強化	4	12.9%
福祉・教育・医療・労働等が一本化した行政の窓口の整備	10	32.3%
その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	83	_
	n=31	

0% 20% 40% 60% 80% 各利用者の状況把握やサービス事業所間の調整 58.1% 事業所のサービス内容が適正であるかの指導体制(チェック機能) 12.9% 市との連携強化の仕組みづくり 32.3% 事業運営に必要な情報提供 41.9% 事業所や関係機関のネットワークの整備 61.3% 事業所や障がい者団体等の連携強化支援 6.5% 地域活動や市の行事などの連携強化 9.7% 相談支援機能の連携強化 12.9% 福祉・教育・医療・労働等が一本化した行政の窓口の整備 32.3% その他 0.0% n=31 無回答 0.0% MA=83

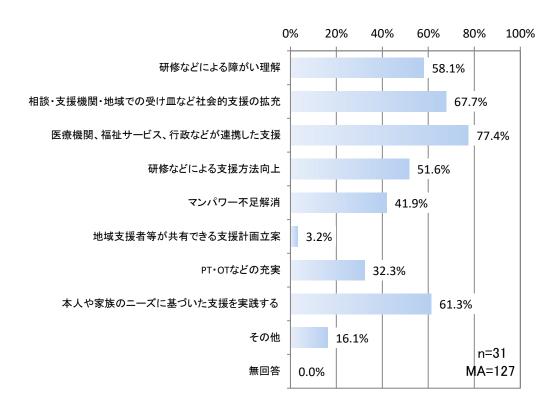
#### ⑤ 発達障がい児・者支援に必要と思われるものについて

問 今後も発達障がい児・者支援に必要と思われるものは何ですか。(複数回答)

発達障がい児・者支援に必要なものでは、「医療機関、福祉サービス、行政などが連携した支援」が77.4%(24事業所)と最も高く、次いで「相談・支援機関・地域での受け皿など社会支援の拡充」が67.7%(21事業所)と続いている。

【発達障がい児・者支援に必要と思われるもの】

項目	回答数	割合
研修などによる障がい理解	18	58.1%
相談・支援機関・地域での受け皿など社会的支援の拡充	21	67.7%
医療機関、福祉サービス、行政などが連携した支援	24	77.4%
研修などによる支援方法向上	16	51.6%
マンパワー不足解消	13	41.9%
地域支援者等が共有できる支援計画立案	1	3.2%
PT・OTなどの充実	10	32.3%
本人や家族のニーズに基づいた支援を実践する	19	61.3%
その他	5	16.1%
無回答	0	0.0%
合計	127	_
	0.4	



#### ⑥ 地域移行に向けて必要な条件について

問 地域移行に向けて、必要な条件は何だと思いますか。(複数回答)

地域移行の必要条件では、「グループホームや社会復帰施設等、地域で生活できる場の整備」が67.7%(21事業所)と最も高く、次いで「日中活動の場の整備」が58.1%(18事業所)と続いている。

### 【地域移行に向けて必要な条件】

項目	回答数	割合
グループホームや社会復帰施設等、地域で生活できる場の整備	21	67.7%
日中活動の場の整備	18	58.1%
地域生活の訓練ができる場の整備(外泊ができる場の提供)	13	41.9%
金銭管理の支援	8	25.8%
相談できる体制の整備(夜間及び緊急を含む)	14	45.2%
グループホームなどの施設整備に関わる地域住民の理解	11	35.5%
その他	7	22.6%
無回答	0	0.0%
合計	92	_
	n=31	

0% 20% 40% 60% 80% 100% グループホームや社会復帰施設等、地域で生活できる場の整備 67.7% 日中活動の場の整備 58.1% 地域生活の訓練ができる場の整備(外泊ができる場の提供) 41.9% 金銭管理の支援 25.8% 相談できる体制の整備(夜間及び緊急を含む) 45.2% グループホームなどの施設整備に関わる地域住民の理解 35.5% その他 22.6% n=31 無回答 0.0% MA=92

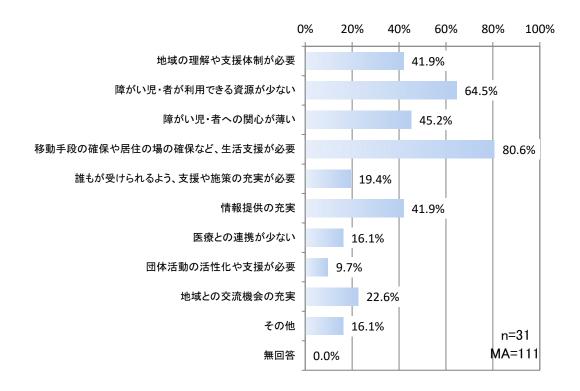
#### ⑦ 事業所からみた地域の課題について

問 事業を運営する中、または団体が活動する中で感じる地域の課題は何ですか。(複数回答)

地域の課題では、「移動手段の確保や居住の場の確保など、生活支援が必要」が 80.6% (25 事業所) と最も高く、次いで「障がい児・者が利用できる資源が少ない」が 64.5% (20 事業所) と続いている。

#### 【事業所からみた地域の課題】

項目	回答数	割合
地域の理解や支援体制が必要	13	41.9%
障がい児・者が利用できる資源が少ない	20	64.5%
障がい児·者への関心が薄い	14	45.2%
移動手段の確保や居住の場の確保など、生活支援が必要	25	80.6%
誰もが受けられるよう、支援や施策の充実が必要	6	19.4%
情報提供の充実	13	41.9%
医療との連携が少ない	5	16.1%
団体活動の活性化や支援が必要	3	9.7%
地域との交流機会の充実	7	22.6%
その他	5	16.1%
無回答	0	0.0%
合計	111	_
	n=31	



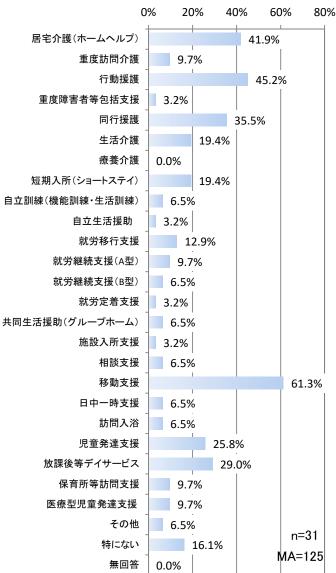
#### ⑧ 事業所からみた不足しているサービスについて

問 貴事業所から見て、市内に不足していると感じるサービスがありますか。ある場合、特に不足していると感じるサービスはどれですか。(複数回答)

不足しているサービスでは、「移動支援」が 61.3% (19 事業所) と最も高く、次いで 「行動援護」が 45.2% (14 事業所) と続いている。

#### 【事業所からみた不足しているサービス】

項目	回答数	割合
居宅介護(ホームヘルプ)	13	41.9%
重度訪問介護	3	9.7%
行動援護	14	45.2%
重度障害者等包括支援	1	3.2%
同行援護	11	35.5%
生活介護	6	19.4%
療養介護	0	0.0%
短期入所(ショートステイ)	6	19.4%
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	2	6.5%
自立生活援助	1	3.2%
就労移行支援	4	12.9%
就労継続支援(A型)	3	9.7%
就労継続支援(B型)	2	6.5%
就労定着支援	1	3.2%
共同生活援助(グループホーム)	2	6.5%
施設入所支援	1	3.2%
相談支援	2	6.5%
移動支援	19	61.3%
日中一時支援	2	6.5%
訪問入浴	2	6.5%
児童発達支援	8	25.8%
放課後等デイサービス	9	29.0%
保育所等訪問支援	3	9.7%
医療型児童発達支援	3	9.7%
その他	2	6.5%
特にない	5	16.1%
無回答	0	0.0%
合計	125	_



# 第4章 基本理念及び施策の展開

## 第1節 基本理念と基本目標

## (1)基本理念

障がいのある人が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟にかつ効果的に事業を実施し、障がいのある人の福祉の推進を図るとともに、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会を実現することが必要です。

このため、本市がこれからの障がい福祉施策を推進するために、

# 「共に生き、共に支え合う、安心で住みよい五泉 |

を基本理念とします。

## ノーマライゼーション

「共に生き、共に支え合う、安心で住みよい五泉」

地域生活を支える(自助・共助・公助)

## 〔基本理念〕

## 共に生き、共に支え合う、安心で住みよい 五泉(まち)



## 〔基本目標〕

障がい福祉サービス等の充実 地域生活支援の充実 2 相談支援体制の充実 3 障がい児支援の充実 経済的支援の充実 5 保健・医療の充実 6 権利擁護の推進 7 雇用・就業、経済的自立の支援 8 生活環境の整備 9 10 障がい者理解の促進

# 〈各論Ⅰ〉障がい者計画

1	障がい福祉サービス等の充実44
2	地域生活支援の充実45
3	相談支援体制の充実46
4	障がい児支援の充実47
5	経済的支援の充実49
6	保健・医療の充実50
7	権利擁護の推進51
8	雇用・就業、経済的自立の支援52
9	生活環境の整備53
10	障がい者理解の促進54
参考資	資料 主な事業の概要(令和2年 12 月現在)55

## 1 障がい福祉サービス等の充実

## 現 状 と 課 題

- 強度行動障がいのある人の特性に合わせたサービスを十分に提供できていません。
- 多くの事業所で慢性的な人材不足に陥っています。
- 共同生活援助は新たな事業所の参入により利用できる人が増えました。しかし、精神障がい者が利用しやすいアパート形式の施設は、まだありません。
- 障がい者の高齢化に対しては、既存の介護保険施設の基準該当サービスを利用する ことにより対応しています。
- 就労系サービスは、受託作業の減少による低工賃が課題です。市内の就労系事業所 利用者は高齢化し、今後充実が期待される農福連携事業では、働き手不足の懸念があ ります。
- 〇児童発達支援事業所などの早期療育を実施できる事業所が、市内にはありません。そのため、市外事業所の利用によりサービスの提供を受けています。

### 課題解決の方向性

- 支援の必要な人(児・者)が必要なサービスを適切に受けられるように、様々な障がい福祉サービス等の周知から、提供までの充実に努めます。
- 利用者の安心した暮らしのために、障がい福祉サービス事業所や特別支援学校等の 連携をさらに強化し、強度行動障がいのある人の支援などの質の向上に努めます。
- 〇障がい福祉サービス等を安定的、継続的に提供するため、適正な支給量基準の整備や、 多くの事業者が参入できるような体制整備を関係機関と連携して進めます。
- 〇地域共生社会の実現に向けて、制度の縦割りを超えた柔軟なサービス確保及び地域の 実態を踏まえた包括的な支援体制の構築に取り組みます。

## 主な事業

事業 1	障がい福祉サービス費給付事業	事業11	療養介護
事業 2	障がい児通所支援	事業12	短期入所(ショートステイ)
事業 3	居宅介護(ホームヘルプ)	事業13	共同生活援助(グループホーム)
事業 4	重度訪問介護	事業14	施設入所支援
事業 5	同行援護	事業15	身体障害児•者補装具給付事業
事業 6	行動援護	事業16	児童発達支援
事業 7	生活介護	事業17	医療型児童発達支援
事業 8	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	事業18	放課後等デイサービス
事業 9	就労移行支援	事業19	保育所等訪問支援
事業10	就労継続支援 A 型•B型	事業20	居宅訪問型児童発達支援

## 2 地域生活支援の充実

#### 現 状 と 課 題

- ひきこもりの人等が障がい福祉サービスの利用の足掛かりとして、まずは地域活動 支援センターで家の外に出ることや昼夜逆転等の改善、作業の体験等を行い、自信を つけてから就労系サービスの利用に移行する、という流れができています。
- 就労系サービスの利用者が加齢により働き方を見直すために、地域活動支援センターの利用に切り換えてゆるやかに活動し、その後生活介護や介護保険に移行する流れができつつあります。
- 〇 移動支援は、事業所も慢性的な人員不足に苦慮しており、利用者ニーズに対して十分に応えられない現状となっています。

#### 課題解決の方向性

- 必要な人が必要なサービスを受けられるように、様々な地域生活支援サービスの周知から、提供までの充実に努めます。
- 利用者に対し、質の高いサービスを提供できるよう、地域生活支援サービスの提供 体制の整備とともに、質の向上に努めます。
- 〇地域生活支援サービスを安定的、継続的に提供するため、適正な支給量基準の整備や、 多くの事業所が参入できるような体制整備を関係機関と連携して進めます。
- 地域活動支援センターにおいて、地域との交流促進や文化芸術活動、スポーツ等の振興を行い、活動内容の充実を図ります。

#### 主な事業

|事業 1| 地域生活支援サービス費等給付事業

事業 2 日常生活用具給付等事業

事業 3 移動支援事業

事業 4 地域活動支援センター事業

事業 5 日中一時支援

事業 6 点字・声の広報等発行

事業 7 更生訓練費給付

事業 8 訪問入浴サービス

事業 9 自動車運転免許取得・改造助成

事業10 重度身体障害者移動支援事業(つばさ号)

事業11 住宅入居等支援事業

## 3 相談支援体制の充実

## 現 状 と 課 題

- 平成 24 年度に障がい者基幹相談支援センターが五泉市保健センター内に設置され、 平成 28 年 6 月からは現在地に移転し今に至っています。五泉駅連絡通路の改修、駅 南側の道路とその周辺整備が完了し、駅前からのアクセスが改善され、駐車場も広く 整備されたことで、相談者の利便性が向上しました。また、安心して相談できる相談 室が常時確保されたことで、継続的な相談がしやすくなりました。
- 障がい者基幹相談支援センターの周知を図るため、毎年、広報ごせんに PR を掲載しています。市民等からの直接相談もありますが、病院や普通高校等の学校、市内外の関係機関からの紹介が多い現状です。
- 五泉市障がい者総合支援協議会の相談支援等連絡会では、毎月、相談員が集まり事例 検討や研修等を行い、相談支援のスキルアップに努めています。

## 課題解決の方向性

- 手帳の有無に関わらず、必要な情報や支援が必要な人に届くように、相談窓口等の 周知に努めるとともに、さらなる相談支援体制の整備を推進します。
- 〇 日常的な相談から専門的な相談まで、様々な相談に対応できるよう、研修会等を実施し、相談支援専門員のスキルアップに努めます。
- 五泉市障がい者総合支援協議会等において、関係機関との連携、情報共有を行い、 相談支援体制の充実を図ります。

## 主な事業

事業 1 相談支援事業

事業 2 基幹相談支援センター等機能強化事業

事業 3 地域活動支援センター事業

事業 4 精神保健福祉相談会

事業 5 こころの健康相談会

事業 6 訪問指導・健康相談

事業 7 保健師による相談

事業 8| 就学相談

事業 9 大学教員による相談事業

## 4 障がい児支援の充実

## 現 状 と 課 題

- 障がい児や障がいの疑いのある児童への支援については、その可能性を最大限に伸ばしていくため、それぞれの障がいの状況や特性に応じ、乳幼児期からの成長段階に 応じた切れ目のない支援が必要です。
- 乳幼児期では、健診時に疾病や障がいの早期気づきから、医療への受診勧奨や継続的 な相談体制により治療や早期療育への円滑な移行を支援しています。発達に関する相談窓口や、親子の遊びを通して発達を促す健診後のフォローアップ教室・療育教室の 実施により、早期療育による障がい児の生活力向上に取り組んでいます。
- 障がいを持つ児童と密接にかかわりを持つ保育士等に対しては、医師・言語聴覚士・ 作業療法士など専門的な立場から、指導や支援方法を学ぶ機会の確保など、資質向上 に努めています。
- 学齢期では、特別な支援を必要とする児童生徒の「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成、活用し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行っています。また、支援者に対しては、市内小中学校の特別支援教育担当者による研修会に、 庁内の関係部署、福祉事業所などの関係機関も参加し、大学教授からアドバイスをいただきながら、よりよい支援が行えるように指導力の向上と連携の強化に努めています。
- 近年出生数が低下している現状のなか、特別な支援を必要とする児童は増加傾向にあります。身体障がい・知的障がい・発達障がいなど障がいの違い及び障がいの程度は 異なることから、個々の状況に合わせた多様な保育・教育支援が必要となっています。

#### 課題解決の方向性

- 障がい児や障がいの疑いのある児童への支援には、障がいの状況や特性に応じ、乳幼児期から学齢期まで、成長段階に応じた切れ目のない支援が重要となっています。 保健・福祉・医療・保育・教育など関係機関と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した継続的な支援体制の整備に努めます。
- 身近な支援者である保護者や担任などが、成長段階における発達の不安や障がいに関 し、気軽に相談できるよう相談窓口の情報発信や相談体制強化に努めます。
- 〇 障がい児が身近な施設等(保育園、幼稚園、認定こども園、学童クラブ)で保育・教育が受けることができるよう、環境や体制整備に努めます。

### 主な事業

|事業 1| 健診フォローアップ教室(コアラの広場、カンガルーの広場)

事業 2 療育教室事業(パンダ教室)

事業 3 療育教室事業(専門医による保育園等訪問)

事業 4 保健師による相談

事業 5 障がい児フッ化物塗布

事業 6 就学相談

事業 7 大学教員による相談事業

事業 8 指導主事による小・中学校、幼稚園訪問

事業 9 特別支援学級等の充実

事業10 通級指導教室

|事業11| 相談支援ファイルの利用促進

事業12 児童発達支援

事業13 医療型児童発達支援

事業14 放課後等デイサービス

事業15 保育所等訪問支援

事業 16 居宅訪問型児童発達支援

事業 17 居宅介護(ホームヘルプ)

事業 18 同行援護

事業 19 行動援護

事業 20 短期入所(ショートステイ)

事業 21 身体障害児・者 補装具給付事業

事業22 日常生活用具給付等事業

事業 23 移動支援事業

事業 24 日中一時支援

事業 25 訪問入浴サービス

事業 26 自動車運転免許取得・改造助成

## 5 経済的支援の充実

## 現 状 と 課 題

- 精神障がい者医療費助成制度をはじめ、各種助成や手当について、広報への掲載や窓口で説明を行い、制度の周知を行っています。
- 特別児童扶養手当支給事業は、受給者に適切な手当の支給を行っていますが、さらなる制度の周知を図る必要があります。

## 課題解決の方向性

- 障がいのある人が安定して生活していけるよう、各種助成や手当の適切な支給を行う とともに、制度の周知に努めます。
- 移動が困難な人を支援する各種助成について、制度の周知を行うとともに、利用者からのニーズを捉え、より良い制度をめざします。

## 主な事業

事業 1 重度心身障害者医療費助成事業

事業 2 自立支援医療給付事業(育成・更生・精神通院医療)

事業 3 精神障害者医療費助成事業

事業 4 福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費助成事業

事業 5 障害者施設等通所費助成事業

事業 6 心身障害者福祉扶助金支給事業

事業 7 心身障害者扶養共済事業

事業 8 特別障害者手当支給事業

事業 9 障害児福祉手当支給事業

事業10 特別児童扶養手当支給事業

事業11 児童扶養手当支給事業

事業12 在宅寝たきり老人等介護手当扶助金支給事業

事業13 難聴児補聴器購入費助成事業

|事業14| 難病患者等紙おむつ購入費助成事業

## 6 保健・医療の充実

## 現 状 と 課 題

- 近年、増加傾向にある精神障がい者に対する支援として精神障がい者医療費助成を 行うとともに、保健師を中心とした各種相談会の実施や地域活動支援センターでの相 談受付等を実施してきました。
- 保健所や同圏域市町と協働して近隣の精神医療機関との連携強化の取り組みを行ったり、精神障がい者の地域移行の支援にも取り組んできました。今後も継続的に取り組む必要があります。
- その他、難病や発達障がい等、様々な障がいのある人に対する支援についても検討 していく必要があります。

## 課題解決の方向性

- 精神障がいの予防も含めた支援について、相談支援体制や関係機関との連携の強化 を図ります。
- 医療的ケアを必要とする人へのサービスについては、圏域内のサービスを利用する ほか、地域の基幹病院である五泉中央病院や南部郷厚生病院、また訪問看護ステーションの協力を得て、どのような支援が可能か検討していきます。
- 難病や発達障がい等、様々な障がいのある人に対する相談支援の充実を図ります。
- 自立支援医療給付、医療費助成を引き続き行い、障がい者が安心して医療サービス を受けられるよう努めます。

#### 主な事業

事業 1 重度心身障害者医療費助成事業

|事業 2| 自立支援医療給付事業(育成・更生・精神通院医療)

事業 3 精神障害者医療費助成事業

事業 4 精神保健福祉相談会

事業 5 こころの健康相談会

事業 6 訪問指導・健康相談

事業 7 療養介護

事業 8 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

事業 9 障がい児フッ化物塗布

## 7 権利擁護の推進

## 現 状 と 課 題

- 〇 平成24年10月障害者虐待防止法が施行され、その周知方法としてリーフレット 作成や研修会開催などを行いました。今後も活動内容を更新しつつ継続します。
- 障がい者基幹相談センターは、障がい者虐待防止センターとしての機能も併せ持ち、 虐待事案への対応等を行っています。令和元年からは、関係機関の連携強化を目的に 「障がい者虐待防止ネットワーク会議」を開催しています。
- 障がい者の権利擁護の充実のため、五泉市社会福祉協議会では平成30年4月から 法人後見事業を開始しました。今後も市と連携して障がい者の権利擁護を推進します。

### 課題解決の方向性

- 虐待防止など障がい者の権利擁護に関して、五泉市障がい者総合支援協議会権利擁護連絡会において、権利擁護研修会の実施やリーフレット等を活用し、意識啓発を行います。
- 成年後見を必要とする人が制度を利用できるよう普及啓発に努めるとともに、制度 を利用する人に対する支援体制づくりを進めます。

## 主な事業

事業 1 成年後見制度利用支援事業

事業 2 相談支援事業

事業 3 障がい者虐待防止対策事業

## 8 雇用・就業、経済的自立の支援

## 現 状 と 課 題

- 障がいのある人が、地域で自立した生活を送るうえで、雇用・就業の促進は重要な意味をもっており、働く意欲のある人が、その適性に応じて能力を発揮できる体制づくりは非常に大切です。しかし、本市において障がいのある人を受け入れる企業が少ないことや、当事者への支援体制等に課題があり、雇用・就業になかなか結びつかない現状があります。
- 五泉市障がい者総合支援協議会就労部会では、市内の企業や店舗を訪問し、障がい 者の雇用先の開拓を行ったり、企業がどのような人材を求めているのかのリサーチ等 を行ってきました。
- 平成30年度から農福連携事業として、障がい者が農業分野で社会参画を実現できるよう、協力農家の指導のもと農作業を行いました。
- 国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下、「障害者優先調達推進法」という。)に基づき、市が物品等を調達する際、優先的に 障がい者就労施設等から購入する取組みを行っています。

### 課題解決の方向性

- 障がいのある人の雇用・就業を推進するため、市内の企業や店舗への訪問、企業へのリサーチ等の成果を元に、企業向けの障がい者雇用促進リーフレットを作成するとともに、労働関係機関、教育機関との連携を図り、支援体制を強化します。
- 〇 一般企業への就労が困難な人に対し、就労移行支援、就労継続支援 A 型、B 型施設等の利用を促進するとともに、受入態勢の整備を推進します。
- 農福連携事業をどのように展開していくか、関係機関と連携し、検討を進めます。
- 〇 障害者優先調達推進法に基づき、市が物品等を調達する際、優先的に障がい者就労 施設等から購入する取組みを推進します。

#### 主な事業

|事業 | 1| 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進

事業 2 自動車運転免許取得・改造助成

事業 3 就労移行支援

事業 4 就労継続支援 A 型•B型

## 9 生活環境の整備

## 現 状 と 課 題

- 障がいのある人が快適で安全な日常生活を送るために、本市ではこれまで「五泉市福祉のまちづくり推進計画」に基づき、住環境の整備として各種助成事業を行うとと もに、公共施設や道路整備等におけるバリアフリー化を実施してきました。
- 災害時等の支援体制として、要支援者の名簿の作成と個別避難計画を一人暮らしの 障がい者を中心に作成し、関係機関と連携した体制整備を進めてきました。
- これからも、快適で安全な福祉のまちづくりを進めていくため、各種支援制度の充実やバリアフリー化の推進を図っていく必要があります。災害時の支援体制についても関係機関との連携を行うとともに、地域で支え合う体制づくりを進めていかなければなりません。

#### 課題解決の方向性

- 住環境整備の各種助成制度について、より一層の周知に努め、支援を行います。
- 災害時に支援が必要な人について、関係機関や地域と連携して支援を行う体制づく りを推進します。

## 主 な 事 業

|事業 1| 福祉のまちづくりの推進

事業 2 思いやり駐車場制度

|事業 3 | 高齢者・障がい者向け住宅整備資金貸付事業

事業 4 高齢者・障がい者向け安心住まいる整備補助事業

事業 5 高齢者・障がい者等世帯雪おろし援助事業

事業 6 住宅入居等支援事業

事業 7 災害時要配慮者登録制度

事業 8 食の自立支援事業

事業 9 緊急通報装置貸与事業

## 10 障がい者理解の促進

## 現 状 と 課 題

- 2016 年夏に起きた相模原障がい者施設殺傷事件は世の中に大きな衝撃を与えました。障がいのある人もない人も、誰もが五泉市で安心してともに生活するためには、障がいについての正しい知識や障がいのある人への理解を深め、誤解や偏見を取り除く必要があります。市では、これまでも市民を対象に障がい者への理解を深めるための普及啓発活動を行ってきましたが、この活動は、今後とも途切れることなく継続的に実施していく必要があります。
- 障がい者への差別問題は根強く、賃貸等の住まいの確保や就職・就労継続等さまざまな場面において、意識するしないにかかわらず差別の問題が出てきます。障がいを持つ人への「合理的配慮<sup>\*</sup>」という考え方の浸透もまだ充分とは言えません。

※合理的配慮:障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること

#### 課題解決の方向性

- これまで行ってきた普及啓発活動について、内容を更新しながら継続していきます。
- 特に、障がい者差別の解消、合理的配慮の提供については、更なる普及啓発を行う とともに、相談窓口の明確化を行います。

### 主な事業

事業 1 障がい者フォーラムの開催

事業 2 精神障害者家族会(まつかぜ会)

事業 3 こころの健康講座

事業 4 ゲートキーパースキル研修

事業 5 広報等による啓発活動

事業 6 精神保健福祉フォーラムの開催

事業 7 ピアサポーター養成研修

# 参考資料 主な事業の概要(令和2年12月現在)

## (1) 障がい福祉サービス等の充実

事業・施策名	事業・施策の概要
障がい福祉サービス	地域で自立した生活が送れるよう、障害者総合支援法に基づき、障
費給付事業	がい福祉サービスを行い、総合的に支援します。
障がい児通所支援	障がい児が地域で支援を受けられるよう児童福祉法に基づき、障が
	い児福祉サービスを行い、総合的に支援します。

## ◇障がい福祉サービス

	<del>,</del>
居宅介護	障がい児・者が在宅で日常生活を送ることができ、自立と社会参加
(ホームヘルプ)	を促していけるように、ホームヘルパーを派遣して、家事・介護な
	どの日常生活の世話や外出時の付添い等を行います。
重度訪問介護	在宅の重度肢体不自由者等で、常時介護を必要とする人(原則 18
	歳以上が対象)の入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動中の介
	護等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい児・者の外出時
	において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援
	護、排せつ及び食事等の介護、その他外出する際に必要な援助を行
	います。
行動援護	障がいにより行動上著しい困難がある人で常時介護を要する障が
	い児・者に対し、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な
	援護や、外出時における移動中の介護等を行います。
生活介護	常時介護を要する障がい者(18歳以上が対象)に対し、主に昼間、
	障がい者支援施設等で行われる入浴・排せつ・食事の介護や創作活
	動または生産活動の機会の提供等の支援を行います。
自立訓練(機能訓練・	機能訓練及び生活訓練を必要とする障がい者(原則 18 歳以上が対
生活訓練)	象)に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定
	期間、身体機能または生活機能の向上のために必要な訓練を行いま
	ਰ.
就労移行支援	就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を必要とする障がい
	者(原則 18 歳以上が対象)の中で、一般企業等での就労を希望す
	る人を対象として、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上の
	ために必要な訓練を行います。

就労継続支援	働く場及び就労に必要な知識能力の向上を必要とする障がい者(原
A型·B型	則 18 歳以上が対象)の中で、一般企業等での就労が困難な人を対
	象として、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のため
	に必要な訓練を行います。(A 型=雇用型 B 型=非雇用型)
療養介護	医療と常時介護を要する障がい者(原則 18歳以上が対象)に対し、
	主に昼間、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理
	のもとでの介護や日常生活上の支援を行います。
短期入所	障がい児・者の介護者が、病気・事故・出産等のため家庭での介護
(ショートステイ)	が困難になったとき、一定期間その障がい児・者を施設で介護しま
	ਰ.
共同生活援助	援助が必要な障がい者(原則 18 歳以上が対象)に対し、共同生活
(グループホーム)	を営む住居において相談、食事や入浴等の介護、日常生活上の援助
	を行います。
施設入所支援	夜間の介護が必要である身体・知的・精神障がい者(原則 18 歳以
	上が対象)に対し、夜間において入浴、食事・排せつ等の介護を行
	います。日中は、生活介護や自立訓練等のサービスを利用すること
	となります。
身体障害児•者補装具	身体障がい児・者に対し、その障がいの内容及び程度に応じて、補
給付事業	装具の給付(修理)を行います。

## ◇障がい児通所支援

児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練など
	の支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービ	授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要
ス	な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育園等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集
	団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、
支援	知識技能の付与等の支援を行います。

## (2) 地域生活支援の充実

事業・施策名	事業・施策の概要
地域生活支援サービ	地域で自立した生活が送れるよう、地域の特性や利用者の状況に応
ス費等給付事業	じて下記の事業を行い、支援します。

## ◇地域生活支援事業

日常生活用具給付等	重度の障がい児・者のその障がい内容により、日常生活用具を給付
事業	します。
移動支援事業	障がい児・者に対し、外出時における移動中の介護等のサービスを
	行います。個別移動支援・グループ移動支援があります。
地域活動支援センタ	地域で生活する障がい者に対して、日常生活の相談・支援、創作的
一事業	な活動や生産活動、地域交流活動等を行うことにより、社会復帰と
	社会参加の促進を図ります。
日中一時支援	障がい児・者の家族の就労支援、日常的に介護している家族の一時
	的な休息及び障がい者等の日中活動の場を提供することを目的に
	障がい者等を一時的に預かります。
点字・声の広報等発行	文字による情報の入手が困難な障がい者に対し、広報等地域生活を
	するうえで必要な情報を音訳により定期的に提供するサービスを
	行います。
更生訓練費給付	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人のうち更
	生訓練を受けている人等に対し、必要と認められた経費及び通所の
	ための経費を合算した額の援助を行います。
訪問入浴サービス	身体障がい児・者の居宅に訪問し、浴槽を提供して入浴の介護サー
	ビスを行います。
自動車運転免許取	身体障がい者の社会参加の促進を図るため、身体障がい者に第一種
得•改造助成	普通自動車免許の取得に要する費用の一部を助成します。また、身
	体障がい者が就労等に伴い自動車を改造する場合や、自ら運転でき
	ない重度の身体障がい者もしくは生計を同一にする人が改造され
	た自動車を購入する場合についても、その経費の一部を助成しま
	す。
重度身体障害者移動	移動が困難な重度の障がい者を、ボランティアが車椅子対応の車で
支援事業(つばさ号)	送迎します。
住宅入居等支援事業	障がい者が地域で自立した生活を送るため、相談や情報提供など、
	障がい者の住居の確保に必要な支援を行います。

# (3) 相談支援体制の充実

事業・施策名	事業・施策の概要
相談支援事業	障がい児・者及びその家族等に対し、相談支援専門員が必要な情報
	の提供や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい
	者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう対
	応します。
基幹相談支援センタ	〇五泉市障がい者基幹相談支援センターの設置
一等機能強化事業	・相談支援専門員や精神保健福祉士等の専門職を配置
	・地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の
	支援等を行い、相談支援体制の強化に取組む
	・地域移行・地域定着に向けた取組みの実地
	○専門的な職員の配置【委託】
	・相談支援専門員として精神保健福祉士を配置し、困難ケース等へ
	の対応や相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言を行いま
	<b>す</b> 。
地域活動支援センタ	地域で生活する障がい者に対して、日常生活の相談・支援、創作的
一事業(再掲)	な活動や生産活動、地域交流活動等を行うことにより、社会復帰と
	社会参加の促進を図ります。
精神保健福祉相談会	家に閉じこもりがち、些細なことが気になる、不眠、物忘れ、アル
	コール問題で困っているなど精神面の問題に対する相談会を開催
	します。
こころの健康相談会	こころの健康全般(憂うつな気分でやる気が起きない、眠れない、
	人に会うのがおっくうになった、飲酒の問題で困っている等)に対
	する相談会を開催します。9月、3月は、こころの健康相談に加え、
	仕事から生活・福祉に関することまで相談機関が一堂に集まるワン
	ストップ総合相談会を実施します。
訪問指導・健康相談	うつ、アルコール依存症等、メンタルヘルスの問題に応じるために、
	保健師等が家庭を訪問したり個別相談を行います。
保健師による相談	子どもの成長や発達の不安、悩み等の相談を随時受け付けます。必
	要に応じて、保健所で行う専門医による相談(療育相談会)へつな
	ぎます。

就学相談	就学前の子どもがいる保護者を対象に、小学校入学に際し、必要な
	こと、困っていること、疑問に思っていること等、就学に関する相
	談を行います。
大学教員による相談	特別支援教育が専門の大学教員が、特別な支援が必要な幼児・児
事業	童・生徒の保護者及び学級担任に対して、関わり方や支援方法等に
	ついて相談を行います。

# (4) 障がい児支援の充実

事業・施策名	事業・施策の概要
健診フォローアップ	継続支援が必要と考えられる子どもと保護者を対象に、親子での楽
教室(コアラの広場、	しい関わりを通し、母子の愛着関係を育み健やかな発達を促しま
カンガルーの広場)	す。また、安心して子育てができるよう保護者の相談にも応じます。
療育教室事業(パンダ	就学前の支援が必要な子どもを対象に、親子の遊びを通じて発達を
教室)	促します。また、小集団遊びを通じて社会性・協調性を育みます。
療育教室事業(専門医	発達障がいの特性を持つ子どもについて、保育士等が専門医から指
による保育園等訪問)	導を受け、適切な支援方法や指導を学び、子どもの健やかな発達を
	促す保育を行います。
保健師による相談(再	子どもの成長や発達の不安、悩み等の相談を随時受け付けます。必
掲)	要に応じて、保健所で行う専門医による相談(療育相談会)へつな
	ぎます。
障がい児フッ化物塗	特別児童扶養手当受給対象児などで、当該年度内に5歳になる子ど
布	もから小学6年生までの希望者を対象に、フッ化物塗布を実施しま
	す。
就学相談(再掲)	就学前の子どもがいる保護者を対象に、小学校入学に際し、必要な
	こと、困っていること、疑問に思っていること等、就学に関する相
	談を行います。
大学教員による相談	特別支援教育が専門の大学教員が、特別な支援が必要な幼児・児
事業(再掲)	童・生徒の保護者及び学級担任に対して、関わり方や支援方法等に
	ついて相談を行います。
指導主事による小・中	特別支援教育の担当指導主事が小・中学校、幼稚園を定期的に訪問
学校、幼稚園訪問	します。授業や子どもの様子を見学し、特別な支援が必要な幼児・
	児童・生徒についての指導、助言を行います。

特別支援学級等の充	市内の小・中学校にある特別支援学級に介助員、通常学級に学習指
実	導補助員を配置して、特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、
	一人ひとりのニーズに合ったきめ細やかな教育を実施します。ま
	大しとりの二 大に自うたさめ間でがな教育を実施しなす。
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	す。 
通級指導教室	小・中学校の通常の学級に在籍している、言語障がい、情緒障がい、
	弱視、難聴などの障がいがある児童・生徒のうち、比較的軽度の障
	がいがある児童・生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行
	い、個々の障がいの状況に応じた特別の指導を通級指導教室で行う
	教育形態です。
相談支援ファイルの	乳幼児期から児童期を経て、就労の段階までの成長の記録と支援の
利用促進	経過や成果等が、医療・保健・福祉・教育・就労機関に引き継がれ、
	共通理解の下で一貫した支援を受けることができるように、相談支
	援ファイルの普及と効果的な活用を行います。
児童発達支援(再掲)	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練など
	の支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。
(再掲)	
放課後等デイサービ	授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要
ス(再掲)	な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育園等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集
(再掲)	団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、
支援(再掲)	知識技能の付与等の支援を行います。
居宅介護	障がい児・者が在宅で日常生活を送ることができ、自立と社会参加
(ホームヘルプ)	を促していけるように、ホームヘルパーを派遣して、家事・介護な
(再掲)	どの日常生活の世話や外出時の付添い等を行います。
同行援護(再掲)	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい児・者の外出時
	   において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援
	   護、排せつ及び食事等の介護、その他外出する際に必要な援助を行
	います。
行動援護(再掲) 	障がいにより行動上著しい困難がある人で常時介護を要する障が
	い児・者に対し、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な
	援護や、外出時における移動中の介護等を行います。

短期入所	障がい児・者の介護者が、病気・事故・出産等のため家庭での介護
(ショートステイ)	が困難になったとき、一定期間その障がい児・者を施設で介護しま
(再掲)	す。
身体障害児•者補装具	身体障がい児・者に対し、その障がいの内容及び程度に応じて、補
給付事業(再掲)	装具の給付(修理)を行います。
日常生活用具給付等	重度の障がい児・者のその障がい内容により、日常生活用具を給付
事業(再掲)	します。
移動支援事業(再掲)	障がい児・者に対し、外出時における移動中の介護等のサービスを
	行います。個別移動支援・グループ移動支援があります。
日中一時支援(再掲)	障がい児・者の家族の就労支援、日常的に介護している家族の一時
	的な休息及び障がい者等の日中活動の場を提供することを目的に
	障がい者等を一時的に預かります。
訪問入浴サービス	身体障がい児・者の居宅に訪問し、浴槽を提供して入浴の介護サー
(再掲)	ビスを行います。
自動車運転免許取	身体障がい者の社会参加の促進を図るため、身体障がい者に第一種
得•改造助成(再掲)	普通自動車免許の取得に要する費用の一部を助成します。また、身
	体障がい者が就労等に伴い自動車を改造する場合や、自ら運転でき
	ない重度の身体障がい者もしくは生計を同一にする人が改造され
	た自動車を購入する場合についても、その経費の一部を助成しま
	<b>す</b> 。

# (5)経済的支援の充実

事業・施策名	事業・施策の概要
重度心身障害者医療	重度の心身障がい者の医療費を一部助成します。ただし、育成医療
費助成事業	や更生医療など、他の制度による医療が受けられる場合は、それら
	の制度が優先します。
自立支援医療給付事	身体障がい児の日常生活能力の回復向上を図るため、手術等の治療
業(育成医療)	によって確実に効果が期待できるものに対して、その障害を除去ま
	たは軽減に必要な医療の給付を行います。
自立支援医療給付事	身体障がい者の日常生活を容易にし、職業能力を増進するため、そ
業(更生•精神通院医	の障がいを除去または軽減することを目的とした医療を給付しま
療)	す。また、精神障がいの治療のために通院が必要な人の医療の給付
	を行います。

精神障害者医療費助	精神障がい者に対して医療費を助成し、精神的または経済的な不安
成事業	を軽減することにより治療を容易にし、社会復帰を促進します。
福祉タクシー利用料	重度心身障がい者の社会参加の意欲の向上と福祉の増進を図るた
金及び自動車燃料費	め、タクシー・デマンド乗合タクシー利用料金及び自動車の燃料費
助成事業	の一部を助成します。
障害者施設等通所費	在宅障がい者で、作業訓練施設等への通所費の一部を助成すること
助成事業	により、社会参加と就労の促進や通所に伴う、本人や家族の負担軽
	減を図ります。
心身障害者福祉扶助	障害年金等を受給していない重度の心身障がい者へ扶助金を支給
金支給事業	します。
心身障害者扶養共済	心身障がい者を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めるこ
事業	とにより、保護者に万一(死亡、重度障がい)のことがあった場合
	に、心身障がい者へ終身一定額の年金を支給する制度です。
特別障害者手当支給	20 歳以上の在宅の人で、精神または身体に著しい重度の障がいが
事業	あるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に支給
	1
	します。
障害児福祉手当支給	します。 20 歳未満で、精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、
障害児福祉手当支給 事業	7.7.53
	20 歳未満で、精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、
事業	20 歳未満で、精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、 日常生活において常時の介護を必要とする人に支給します。
事業特別児童扶養手当支	20 歳未満で、精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、 日常生活において常時の介護を必要とする人に支給します。 20 歳未満の重度または中度の心身障がい児の保護者等に支給しま
事業 特別児童扶養手当支 給事業	20 歳未満で、精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、 日常生活において常時の介護を必要とする人に支給します。 20 歳未満の重度または中度の心身障がい児の保護者等に支給します。
事業 特別児童扶養手当支 給事業 児童扶養手当支給事	20 歳未満で、精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、 日常生活において常時の介護を必要とする人に支給します。 20 歳未満の重度または中度の心身障がい児の保護者等に支給します。 父または母が一定の障がいの状態の場合、その児童(18歳以下)
事業 特別児童扶養手当支 給事業 児童扶養手当支給事 業	20 歳未満で、精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、 日常生活において常時の介護を必要とする人に支給します。 20 歳未満の重度または中度の心身障がい児の保護者等に支給します。 父または母が一定の障がいの状態の場合、その児童(18歳以下)を監護する父または母に支給します。
事業 特別児童扶養手当支 給事業 児童扶養手当支給事 業 在宅寝たきり老人等	20 歳未満で、精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、 日常生活において常時の介護を必要とする人に支給します。 20 歳未満の重度または中度の心身障がい児の保護者等に支給します。 父または母が一定の障がいの状態の場合、その児童(18歳以下)を監護する父または母に支給します。 在宅で、寝たきりのため排せつに際し全面介助を要する身体障がい
事業 特別児童扶養手当支 給事業 児童扶養手当支給事 業 在宅寝たきり老人等 介護手当扶助金支給	20 歳未満で、精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、 日常生活において常時の介護を必要とする人に支給します。 20 歳未満の重度または中度の心身障がい児の保護者等に支給します。 父または母が一定の障がいの状態の場合、その児童(18歳以下)を監護する父または母に支給します。 在宅で、寝たきりのため排せつに際し全面介助を要する身体障がい
事業 特別児童扶養手当支 給事業 児童扶養手当支給事 業 在宅寝たきり老人等 介護手当扶助金支給 事業	20 歳未満で、精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする人に支給します。 20 歳未満の重度または中度の心身障がい児の保護者等に支給します。  父または母が一定の障がいの状態の場合、その児童(18歳以下)を監護する父または母に支給します。  在宅で、寝たきりのため排せつに際し全面介助を要する身体障がい児・者や知的障がい児・者に支給します。
事業 特別児童扶養手当支 給事業 児童扶養手当支給事業 在宅寝たきり老人等 介護手当扶助金支給 事業 難聴児補聴器購入費	20歳未満で、精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする人に支給します。 20歳未満の重度または中度の心身障がい児の保護者等に支給します。 父または母が一定の障がいの状態の場合、その児童(18歳以下)を監護する父または母に支給します。 在宅で、寝たきりのため排せつに際し全面介助を要する身体障がい児・者や知的障がい児・者に支給します。
事業 特別児童扶養手当支 給事業 児童扶養手当支給事業 在宅寝たきり老人等 介護手当扶助金支給 事業 難聴児補聴器購入費	20歳未満で、精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする人に支給します。 20歳未満の重度または中度の心身障がい児の保護者等に支給します。  父または母が一定の障がいの状態の場合、その児童(18歳以下)を監護する父または母に支給します。 在宅で、寝たきりのため排せつに際し全面介助を要する身体障がい児・者や知的障がい児・者に支給します。  補聴器の装用による言語の習得及びコミュニケーション能力の向上を目的として、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児の保
事業 特別児童扶養手当支 給事業 児童扶養手当支給事業 在宅寝たきり老人等 介護手当扶助金支給 事業 難聴児補聴器購入費 助成事業	20 歳未満で、精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする人に支給します。 20 歳未満の重度または中度の心身障がい児の保護者等に支給します。  父または母が一定の障がいの状態の場合、その児童(18歳以下)を監護する父または母に支給します。 在宅で、寝たきりのため排せつに際し全面介助を要する身体障がい児・者や知的障がい児・者に支給します。  補聴器の装用による言語の習得及びコミュニケーション能力の向上を目的として、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児の保護者に補聴器購入費の一部助成を行います。

# (6)保健・医療の充実

事業・施策名	事業・施策の概要
重度心身障害者医療	重度の心身障がい者の医療費を一部助成します。ただし、育成医療
費助成事業(再掲)	や更生医療など、他の制度による医療が受けられる場合は、それら
	の制度が優先します。
自立支援医療給付事	身体障がい児の日常生活能力の回復向上を図るため、手術等の治療
業(育成医療)(再掲)	によって確実に効果が期待できるものに対して、その障害を除去ま
	たは軽減に必要な医療の給付を行います。
自立支援医療給付事	身体障がい者の日常生活を容易にし、職業能力を増進するため、そ
業(更生・精神通院医	の障がいを除去または軽減することを目的とした医療を給付しま
療)(再掲)	す。また、精神障がいの治療のために通院が必要な人の医療の給付
	を行います。
精神障害者医療費助	精神障がい者に対して医療費を助成し、精神的または経済的な不安
成事業(再掲)	を軽減することにより治療を容易にし社会復帰を促進します。
精神保健福祉相談会	家に閉じこもりがち、些細なことが気になる、不眠、物忘れ、アル
(再掲)	コール問題で困っているなど精神面の問題に対する相談会を開催
	します。
こころの健康相談会	こころの健康全般(憂うつな気分でやる気が起きない、眠れない、
(再掲)	人に会うのがおっくうになった、飲酒の問題で困っている等)に対
	する相談会を開催します。9月、3月は、こころの健康相談に加え、
	仕事から生活・福祉に関することまで相談機関が一堂に集まるワン
	ストップ総合相談会を実施します。
訪問指導・健康相談	うつ、アルコール依存症等、メンタルヘルスの問題に応じるために、
(再掲)	保健師等が家庭を訪問したり個別相談を行います。
療養介護(再掲)	医療と常時介護を要する障がい者 (原則 18 歳以上が対象) に対し、
	主に昼間、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理
	のもとでの介護や日常生活上の支援を行います。
自立訓練(機能訓練・	機能訓練及び生活訓練を必要とする障がい者(原則 18 歳以上が対
生活訓練)(再掲)	象)に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定
	期間、身体機能または生活機能の向上のために必要な訓練を行いま
	<u> </u>
障がい児フッ化物塗	特別児童扶養手当受給対象児などで、当該年度内に 5 歳になる子ど
布(再掲)	もから小学 6 年生までの希望者を対象に、フッ化物塗布を実施しま   
	す。

# (7) 権利擁護の推進

事業・施策名	事業・施策の概要
成年後見制度利用支	判断能力が十分でない障がい者に対し、成年後見制度を利用する際
援事業	に必要な支援を行います。
相談支援事業(再掲)	障がい児・者及びその家族等に対し、相談支援専門員が必要な情報
	の提供や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい
	者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう対
	応します。
障がい者虐待防止対	障がい者虐待防止センターを設置し、虐待に関する通報、届出の受
策事業	理を行います。また、虐待を受けた障がい者の保護のための相談、
	指導、助言を行います。

# (8) 雇用・就業、経済的自立の支援

事業・施策名	事業・施策の概要
障がい者就労施設等	障害者優先調達推進法に基づき、行政が障がい者就労施設等から優
からの物品等の調達	先的に物品等を調達します。
の推進	
自動車運転免許取	身体障がい者の社会参加の促進を図るため、身体障がい者に第一種
得•改造助成(再掲)	普通自動車免許の取得に要する費用の一部を助成します。また、身
	体障がい者が就労等に伴い自動車を改造する場合や、自ら運転でき
	ない重度の身体障がい者もしくは生計を同一にする人が改造され
	た自動車を購入する場合についても、その経費の一部を助成しま
	す。
就労移行支援(再掲)	就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を必要とする障がい
	者(原則 18 歳以上が対象)の中で、一般企業等での就労を希望す
	る人を対象として、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上の
	ために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型•B	働く場及び就労に必要な知識能力の向上を必要とする障がい者(原
型(再掲)	則 18 歳以上が対象)の中で、一般企業等での就労が困難な人を対
	象として、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のため
	に必要な訓練を行います。
	A 型二雇用型 B 型二非雇用型

# (9) 生活環境の整備

事業・施策名	事業・施策の概要
福祉のまちづくりの	福祉のまちづくりを推進していくため、市民・民間事業者等との連
推進	携体制の構築、国・県との連携を図ります。
思いやり駐車場制度	身体障がい者等歩行が困難な人が、優先駐車スペースを利用する
	際、適正に利用できるよう利用証を交付する制度です。
高齢者・障がい者向け	高齢者や障がい者と同居する家族で、障がい者等が安心して自立し
住宅整備資金貸付事	た生活が送れるように住宅の増改築を行うときに必要な資金を低
業	金利で貸付けします。
高齢者・障がい者向け	高齢者や障がい者と同居する家族で、障がい者等が安心して自立し
安心住まいる整備補	た生活が送れるように住宅の増改築を行うときに必要な資金を低
助事業	金利で貸付けします。
高齢者・障がい者等世	一人暮らしや障がい者のみの世帯等、自力では雪おろしが困難な世
帯雪おろし援助事業	帯を支援するため、雪おろしの費用に一部を助成します。
住宅入居等支援事業	障がい者が地域で自立した生活を送るため、相談や情報提供など、
(再掲)	障がい者の住居の確保に必要な支援を行います。
災害時要配慮者登録	災害時に支援が必要な人の名簿を事前に作成し、その登録された情
制度	報を関係機関が共有します。災害時には、安否確認や避難支援、避
	難生活等への支援活動が連携して実施できるよう、地域が主体とな
	った支援体制の整備をめざすものです。
食の自立支援事業(弁	一人暮らしの身体障がい者等に栄養バランスの取れた弁当を週2
当配達サービス)	回定期的に配布します。
緊急通報装置貸与事	重度の障がい者(65 歳未満)で一人暮らし、またはこれに準ずる
業	世帯の人に、緊急通報装置を貸与します。急病や突発的な事故等の
	ため、緊急に助けを求めたいときに、ペンダントを押すことにより、
	受信センターに通報され、消防署(救急車の手配等)と連絡をとり、
	いざというときの安全を図る装置です。

# (10) 障がい者理解の促進

事業・施策名	事業・施策の概要
障がい者フォーラム	誰もが安心して元気に暮らせる地域づくりをめざし、障がいのある
の開催	人もない人も共に考える機会として、障がい者フォーラムを開催し
	ます。
精神障害者家族会(ま	家族会会員同士の連携を強め、癒されることで生き生きと暮らせる
つかぜ会)	よう支援を行います。また、家族会活動を通じて精神障がい者に対
	する地域の理解を深めていけるよう支援を行います。
こころの健康講座	精神障がい者と周囲の人々が協力しあい、共に生きるまちづくりの
	ため、地域の理解を得るとともに、ボランティアを養成する講座を
	開催します。
ゲートキーパースキ	日頃、自殺の危険性のある人と接することが多い人に対して、自殺
ル研修	のサインに気づき、必要に応じて専門機関へつなぐ等、適切な相談
	支援能力の向上を図ることを目的に実施します。
広報等による啓発活	市の広報等により、障がいに対する情報を掲載し、障がいに関する
動	啓発を行います。
精神保健福祉フォー	うつ病を中心とした精神疾患等に対する理解を深めることを目的
ラムの開催	に開催します。
ピアサポーター養成	精神障害者ピアサポーターの専門性を高め、福祉事業所等で支援者
研修	として雇用されることを目的とした養成研修を行います。

# 〈各論Ⅱ〉障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画

第1章	計画策定にあたって68
第2章	計画の基本的な考え方70
第3章	第6期障がい福祉計画74
第4章	第2期障がい児福祉計画124

# 第1章 計画策定にあたって

# 第1節 計画策定の趣旨

「第6期五泉市障がい福祉計画・第2期五泉市障がい児福祉計画」(以下、「本計画」という。)は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)及び「児童福祉法」に基づき策定しました。

本計画は、「障害者総合支援法」の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念及び本市のノーマライゼーションという理念を実現するために、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、国の定める基本指針に即し策定したものです。

地域において必要な障がい福祉サービス(障がい福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業等)及び障がい児福祉サービス(障がい児通所支援並びに障がい児相談支援等)の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和5年度における障がい福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取組みを定めるものです。

	平成18 年度~ 20年度	年度~	平成24 年度~ 26年度	平成乙/	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
障害者総合支援法に基 づくサービス体系へ サービス体系へ												
	第1期	第2期	第3期		第4期			第5期			第6期	
障がい 福祉計画	計画作成	計画作成	計画作成	等を踏ま	合支援法 え、平成 して計画	29年度	障害者総 え、令和 て計画を	2年度を			総合支援法 35年度を E作成	
障がい児 福祉計画								法を踏まを目標と			上法を踏ま を目標と	

# 第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するもので、 児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」も一体的に策定しました。

また、本計画は国及び新潟県の計画との整合性を図りながら、「五泉市総合計画」に即した「五泉市障がい者計画」との整合性も考慮し、策定するものです。

# 第3節 計画の期間

本計画の期間については、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

# 第4節 計画の策定体制

次に掲げる方法等により、障がい者、障がい福祉関係者、教育関係者、雇用関係者、市 民等の参画を求め、幅広い意見の聴取に努めました。

#### (1) アンケート調査の実施

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者の生活実態や障がい福祉サービスの利用、就労状況等の利用意向を把握し、計画策定の基礎資料として、アンケート調査を実施しました。

#### (2) 障がい者総合支援協議会の開催

本計画の策定にあたっては、障がい者、障がい福祉関係者、教育関係者、雇用関係者、 市民等による障がい者総合支援協議会において協議を行い、幅広い意見の反映に努めました。

#### (3) 市民意見の計画反映

計画策定において、多様な意見を反映させるため、計画に対する市民意見募集(パブリックコメント)を実施しました。

# 第2章 計画の基本的な考え方

# 第1節 計画の基本理念

本計画は、「第3次 五泉市障がい者計画」の基本理念である「共に生き、共に支え合う、安小で住みよい五泉」を共有しています。

そのうえで、サービスの提供体制の確保等に関する基本的な方向性は、国の基本指針等 に基づき、次のとおりとします。

# 第2節 障がい福祉サービスに関する基本的な考え方

#### (1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

「地域共生社会」を実現するためには、高齢者、障がい者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みや、住民団体等による\*\*インフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりを進め、障がいのある人の社会参加の機会の確保と、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されなければなりません。障害者総合支援法においては、地域社会における共生を防げられないこと、ならびに社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行わなければならない旨を基本理念に揚げています。

また、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムを構築し、より一層の「地域共生社会」の実現を目指します。

※インフォーマル活動とは 個人が自ら手をあげ問題を提示し実践することです。

#### (2) 地域生活への移行の推進と地域生活の継続の支援

障がいのある人の自立支援の観点から、入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援といった課題に対応した、グループホーム、地域移行支援等の充実など、サービス提供体制の整備を推進します。

さらに、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制を整備するため、地域生活支援の拠点づくりとして、既存施設や人的資源など地域の社会資源を最大限に活用し、不足した機能の整備を目指していきます。

特に、地域生活支援拠点における居住支援機能の強化を図るため、相談支援(地域移行、 自立)や一人暮らし、グループホーム等への入居等の体験の機会の場を提供、緊急時のショートステイの受け入れなど、地域の体制づくりに努め、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、支援機能の強化を図ります。

介護保険優先原則が適用され、障がい者が65歳になって介護保険の被保険者となった際に、使い慣れた障がい福祉サービス事業所を利用できなくなるケースがあり、このような状況を踏まえ、介護保険法だけでなく障害者総合支援法及び児童福祉法にも「\*共生型サービス」が創設され、障がい福祉または介護保険のいずれかの指定を受けた事業所がサービス提供できることから、介護担当課と情報を共有し連携して整備を進めます。

#### ※共生型サービスとは

高齢者と障がい者(児)が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉、両方の制度に新たに共生型サービスを位置付けるとしています。

#### (3) 福祉施設から一般就労への移行の推進

福祉施設から一般就労への移行支援(就労移行支援事業等)を行うほか、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連携調整等の支援を行うサービス(就労定着支援)の活用により、職場に長く定着できるよう利用促進に努めます。また、特別支援学校卒業者や離職者に対する就職の支援、一般就労や雇用支援策に関する理解の促進等、障がい者雇用全体についての取り組みを、関係機関、サービス事業者等と協力して進めます。

また「\*農福連携」による働く場の確保に努め、障がいのある人の多様なニーズに応えられるよう、福祉施設における雇用の場の拡大を図ります。

#### ※農福連携とは

農作業を障がい者が担うことで担い手の高齢化と減少に悩む農業分野と障がい者の働く場を求める福祉分野が 補い合う仕組みのことです。

#### (4)相談支援体制の充実

障がいのある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が重要です。障がい福祉サービスの利用に必要なサービス等利用計画について、滞りなく作成できる体制の確保に努めます。

また、五泉市障がい者基幹相談支援センターを核とした相談支援ネットワークの構築を 図ります。

# 第3節 障がい児支援体制の基本的な考え方

五泉市障がい児福祉計画は、五泉市障がい者計画や五泉市子ども・子育て支援事業計画等との整合性を図りながら、障がい児通所支援及び相談支援体制の提供の確保と各サービスに関する具体的な数値目標を設定します。

障がいのある子が能力や個性を活かし、地域の中で健やかに成長していくために、発達 に応じた支援を受けることができる体制の構築を図ります。

#### (1) 療育体制の充実

家族が子どもの発達に不安を感じたら、すぐに相談ができ適切な発達支援が受けられるように、早期発見・早期療育体制の充実を図ります。

#### (2) 障がい児通所支援等の充実

障がいのある子どもがより専門的で質の高い発達支援を受けることができるように、障がい児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等)や障がい児相談支援の提供体制を整備し、サービスの確保に努めます。

#### (3) 切れ目のない支援体制の構築

障がいのある子ども及びその家族に対し、子どものライフステージに沿った保育・教育・保健・医療・福祉・就労支援等関係機関が連携を図り、情報共有や情報引継ぎを強化して切れ目のない支援体制の構築を図ります。

# 第4節 地域生活支援事業に関する基本的な考え方

#### (1) 相談支援事業

障がい者の福祉に関する問題について、障がい者からの相談に応じ必要な情報提供や助言、その他障がい福祉サービスの利用支援等、必要な援助を行うとともに、障がい者の権利擁護のために必要な支援を行います。

また、障がい者等が地域において自立した日常生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠となっています。このため、相談支援の担い手を確保するとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」と委託相談事業所において、相談支援体制の充実に努めています。

#### (2) 成年後見制度利用支援事業

知的障がい者・精神障がい者であって、成年後見制度の利用が必要と認められる方に対し、成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の一部を助成します。

#### (3) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳や要約筆記等の方法により、意思疎通を仲介する手話奉仕員等の派遣を行います。

#### (4)日常生活用具給付等事業

重度障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。

#### (5) 移動支援事業

日常の外出及び余暇活動等、社会参加における外出時の移動支援を行います。

#### (6) 地域活動支援センター事業

地域において就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、生産活動等のサービスを実施します。

#### (7)任意事業

訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業、更生訓練費給付事業を 実施し、障がい者や障がい者の家族に必要な支援を行います。

# 第3章 第6期障がい福祉計画

# 第1節 第5期計画(令和2年度)の数値目標の実施状況

福祉施設から地域生活への意向、地域生活支援拠点の整備ならびに福祉施設からの一般 就労への移行について、国の指針等に基づき、令和2年度における数値目標を設定しまし たが、それに対する実績は次の通りとなりました。

## (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

#### 〇国の基本指針

- ア 令和2年度末において、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- イ 令和 2 年度末において、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 2%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

#### 【地域生活への移行】

項目	目標値	令和2年度 (見込み)	考え方
平成 28 年度末時点の入所者数(A)	67人	67人	平成 28 年度末の施設 入所者数
目標年度入所者数(B)	66人	65人	令和 2 年度末時点の施 設入所者数
【目標値】 減少見込み(C=A-B) 削減率(イ=C/A×100)	1人 1.5%	2人 3.0%	差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数(D) 地域移行率(ア=D/A×100)	3人 4.5%	3人 4.5%	施設入所からグループ ホームなどに移行する 者の見込み数

#### (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### 〇国の基本指針

・ 令和 2 年度末までに、各市町村に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

#### 【地域包括ケアシステムの構築】

項目	整備の有無			
	目標値	実績		
令和2年度末時点での協議の場	有・無	有・無		

#### 考え方

五泉市障がい者総合支援協議会を活用し、精神障がいに精通した関係者の意見を積極的に取り入れていくことで、精神障がい者の方への支援体制の充実を図っていきます。

#### (3) 地域生活支援拠点等の整備

#### 〇国の基本指針

• 令和2年度末までに、各市町村又は各障がい保健福祉圏域に少なくとも1つの拠点を整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

項目	整備の有無			
	目標値	実績		
令和2年度末時点での地域生活支援拠点等の整備	有・無	有・無		

#### 考え方

五泉市には社会資源が多く、家族会の活動も活発であります。また基幹相談支援センターと地域包括支援センターが五泉市の直営で連携が密に行われています。それらの特色を活かし、基幹相談支援センターを中心に関係機関が分担して機能を担う面的な体制整備により構築するものとします。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

#### ①福祉施設から一般就労への移行

#### 〇国の基本指針

- ・福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和2年度中に、一般就労に 移行する者の成果目標を設定する。
- ・目標の設定にあたっては、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とする ことを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

#### 【一般就労への移行】

項目	目標値	令和2年度 (見込み)	考え方
平成 28 年度の一般就労移行者数(A)	6人	6人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数(B) 目標値=B/A	9人 1.5倍	6人 1.O倍	令和2年度において福祉施設 を退所し、一般就労する者の数

#### ②就労移行支援事業の利用者数

#### 〇国の基本指針

• 令和 2 年度末における就労移行支援事業の利用者が、平成 28 年度末の利用者数の 2 割以上増加することをめざし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

#### 【就労移行支援事業の利用者数】

項目	目標値	令和2年度 (見込み)	考え方
平成 28 年度末の就労移行支援事業の利用者数(A)	10人	10人	平成 28 年度末の就労移行支援事 業を利用した者の数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業 の利用者数(B=A×1.2)	12人 120.0%	10人 100.0%	令和2年度末において就労移行支 援事業を利用する者の数

#### ③就労移行率が3割以上の事業所の割合

#### 〇国の基本指針

・ 令和 2 年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を 全体の5割以上とすることをめざし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

#### 【就労移行率が3割以上の事業所の割合】

項目	目標値	令和2年度 (見込み)	考え方
令和 2 年度末の 就労移行支援事業所の数(A)	2 箇所	1 箇所	令和2年度末における就労移行 支援事業所の数
令和2年度末の就労移行率3割 以上の事業所の数(B)	2 箇所	1 箇所	令和2年度末において就労移行 率3割以上の事業所の数
【目標値】 目標年度の就労移行率3割以上 の事業所の割合(B/A)	100.0%	100.0%	令和2年度末において、就労移 行支援事業所のうち、就労移行率 が3割以上の事業所の割合

#### ※就労移行率とは

ある年度の翌4月1日時点での就労移行支援事業の利用者数と当該年度中に一般就労へ移行した者の割合です。

# 第2節 第6期計画(令和5年度)の数値目標

福祉施設・精神科病院から地域生活への移行、地域生活支援拠点の整備ならびに福祉施設からの一般就労への移行について、国の指針等に基づき、令和5年度における数値目標を次のとおり設定しました。

#### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

#### ○国の基本指針

- ア 令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することをめざし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- イ 令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6以上を削減する ことをめざし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

#### 【地域生活への移行】

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の入所者数(A)	66人	令和元年度末時点の施設入所者数
令和5年度末の入所者数(B)	64人	令和 5 年度末時点の施設入所者数
【目標値】 減少見込み(C=A-B) 削減率(イ=C/A×100)	2人 3.0%	入所者数にかかる差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数(D) 地域移行率(ア=D/A×100)	2人 3.0%	施設入所からグループホームなどに 移行する者の見込み数

#### 【数値設定にあたっての考え方】

現状でのグループホームへの地域移行は困難であり、施設入所者の高齢化・重度化を 見込んで数値を設定しました。

#### (2) 地域生活支援拠点等の整備

#### 〇国の基本指針

- 令和5年度末までに各市町村または各圏域に地域生活支援拠点を少なくとも1つ 整備することをめざし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- 年 1 回以上運用状況を検証及び検討する。

#### 【地域生活支援拠点等の整備】

項目	整	備の有無
令和 5 年度末時点での地域生活支援拠点等の整備	有	)• 無
項目	数	値(回)
	令和3年度	1
地域生活支援拠点の年1回以上の検証及び検討の実施	令和 4 年度	1
	令和5年度	1

#### 考え方

五泉市には社会資源が多く、家族会の活動も活発であります。また基幹相談センターと 地域包括支援センターが五泉市の直営で連携が密に行われています。それらの特色を活か し、基幹相談支援センターを中心に関係機関が分担して機能を担う面的な体制整備により、 必要な事業所と連携し緊急時の受入れを行います。

① 整備主体: 五泉市単独での整備。

② 体制:面的整備

基幹相談支援センターを中心に、緊急時の受け入れを行う事業所と連携する。 【機能】緊急時の受け入れ体制

③ 整備時期:令和3年3月

④ 検証及び検討方法: 地域のニーズ・課題に応えられているか年1回以上五泉市障がい者 総合支援協議会で検証・検討する。

> 参集者は、障害者相談支援事業者、障害福祉サービス提供事業者、 保健・医療・消防関係者、教育・雇用関係者、障がい者等関係団体、 警察関係者とする予定。

## (3) 福祉施設から一般就労への移行等

#### ① 福祉施設から一般就労への移行

#### 〇国の基本指針

- 令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度 実績の1.27倍以上にすることをめざし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ て設定。
- 併せて以下についても、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

就労移行支援事業: 1.30 倍以上

就労継続支援A型事業: 概ね 1.26 倍以上就労継続支援B型事業: 概ね 1.23 倍以上

#### 【一般就労への移行】

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の一般就労移行者数(A)	2人	令和元年度において福祉施設の 利用者のうち、就労移行支援事業 等を通じて、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数(B) 目標値=B/A	5人 2.5倍	令和5年度において福祉施設の 利用者のうち、就労移行支援事業 等を通じて、一般就労する者の数

#### 【数値設定にあたっての考え方】

就労支援事業等の利用者及びこれまでの実績等を勘案して数値を設定しました。

# 【就労移行支援事業】

項目	数值	考え方
令和元年度末時点の一般就労移行者数(A)	1人	令和元年度において福祉施設の 利用者のうち、就労移行支援事業 を通じて、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数(B) 目標値=B/A	2人 2.0倍	令和5年度において福祉施設の 利用者のうち、就労移行支援事業 を通じて、一般就労する者の数

# 【就労継続支援A型事業】

項目	数值	考え方
令和元年度末時点の一般就労移行者数(A)	0人	令和元年度において福祉施設の 利用者のうち、就労継続支援A型 事業を通じて、一般就労した者の 数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数(B) 目標値=B/A	1人	令和5年度において福祉施設の 利用者のうち、就労継続支援A型 事業を通じて、一般就労する者の 数

# 【就労継続支援B型事業】

項目	数值	考え方
令和元年度末時点の一般就労移行者数(A)	1人	令和元年度において福祉施設の 利用者のうち、就労継続支援B型 事業を通じて、一般就労した者の 数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数(B) 目標値=B/A	2人 2.0倍	令和5年度において福祉施設の 利用者のうち、就労継続支援B型 事業を通じて、一般就労する者の 数

#### ② 就労定着支援事業の利用者数

#### 〇国の基本指針

• 令和5年度時点の一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者の割合を7割以上とすることをめざし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

#### 【就労定着支援事業利用者数】

項目	数值	考え方
令和5年度の就労移行支援事業等を通じた一般 就労への移行者数(A)	5人	令和5年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数
【目標値】 (A)のうち就労定着支援事業利用者数(B) 目標値=B/A	2人 40.0%	令和5年度において就労移行支援事業等を通じた一般就労への 移行者のうち、就労定着支援事業 を利用する者の数

#### 【数値設定にあたっての考え方】

これまでの実績及び地域のニーズになどを勘案して数値を設定しました。

#### ③ 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合

#### 〇国の基本指針

・ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率 8 割以上の事業所の割合を、令和 5 年度 末までに 7 割以上とすることをめざし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ て設定。

#### 【就労定着率8割以上の事業所の割合】

項目	数值	考え方
令和5年度末の就労定着支援事業所数(A)	2 箇所	就労定着支援事業所の数
令和5年度末の就労定着率8割以上の就労 定着支援事業所の数(B)	2 箇所	令和5年度末において就労定着率8割 以上の就労定着支援事業所の数
【目標値】 目標年度の就労定着率8割以上の事業所の 割合(B/A)	100.0%	令和5年度末において、就労定着支援 事業所のうち、就労定着率8割以上の 事業所の割合

#### 【数値設定にあたっての考え方】

これまでの実績等を踏まえて数値を設定しました。

## (4) 相談支援体制の充実・強化等

#### 〇国の基本指針

• 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援 の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本と し、地域の実情を踏まえて設定。

#### 【相談支援体制の充実・強化等】

項目		整備の有無	
令和5年度末時点での総合的・専門的な相談支援を実施 する体制の有無	有・無		
令和5年度末時点での地域の相談支援体制を充実・強化 を実施する体制の有無	有・ 無		
活動指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	12	12	12
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	12	12	12
地域の相談支援との連携強化の取組の実施回数	12	12	12
考え方			

障がい者基幹相談支援センターで、相談支援専門員への助言・指導、相談を随時受けま す。月1回、相談支援専門員を参集し相談支援等連絡会を開き、情報共有や事例検討を行 います。

# (5) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

#### 〇国の基本指針

 令和5年度末までに都道府県及び市町村において、障がい福祉サービス等の質を 向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とし、これまでの地 域の実情を踏まえて設定。

#### 【障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築】

項目	整	延備の有無				
令和5年度末時点での障がい福祉サービスの質の向 上を図るための取組に関する事項を実施する体制構 築の有無	有・無					
活動指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度			
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修 その他の研修への市町村職員の参加人数	1	1	1			
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結	1	1	1			
果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治	整備の有無					
体等と共有する体制の有無と実施回数	有・無					
* = <del>*</del>						

#### 考え方

県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等へ参加。障がい福祉サービス等の請求 審査において、エラーが多い件数を分析し、事業所へ通知する。

# 第3節 第6期計画(令和3~5年度)障がい福祉サービスの 見込量

#### (1)訪問系サービス

訪問系サービスの利用希望は多いことから、引き続き必要な量のサービスを提供できるように努めます。また、指定事業者へサービス量の確保と内容の充実を図るように働きかけるとともに、人材の確保・育成に努めます。

#### ① 居宅介護

#### ■内容

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事ならびに生活等に関する相談・助言を行います。

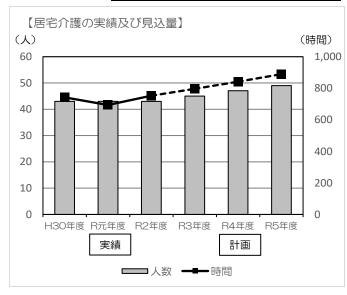
#### ■対象者

- ・障害支援区分が区分1以上の人
- ・障がい児にあっては、これに相当する支援の度合いである者

#### 【居宅介護の実績及び見込量(各年度1か月ごと平均)】

		第5期実績(令和2年度は見込み)			第6期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	見込量	848	900	950	796	841	889
時間	実績	742	694	753			_
	計画比(%)	87.5	77.1	79.3	_	_	_
	見込量	49	52	55	45	47	49
人数	実績	43	43	43		_	_
	計画比(%)	87.8	82.7	78.2		_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方



#### ② 重度訪問介護

#### ■内容

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事ならびに生活等に関する相談・助言等を総合的に行います。

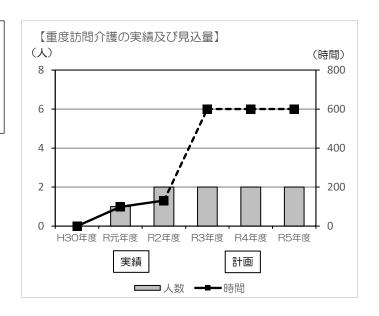
#### ■対象者

障害支援区分が区分4以上で、二肢以上に麻痺等があり、かつ「歩行」「移乗」 「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されている人

#### 【重度訪問介護の実績及び見込量(各年度1か月ごと平均)】

		第5期実統	責(令和2年度	度は見込み)	第6期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	見込量	60	60	60	600	600	600
時間	実績	0	99	131	_	_	_
	計画比(%)	0.0	165.0	218.3	_	_	_
	見込量	1	1	1	2	2	2
人数	実績	0	1	2	_	_	_
	計画比(%)	0.0	100.0	100.0	_	_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方



#### ③ 同行援護

#### ■内容

外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、 その他の外出する際に必要な援助を行います。

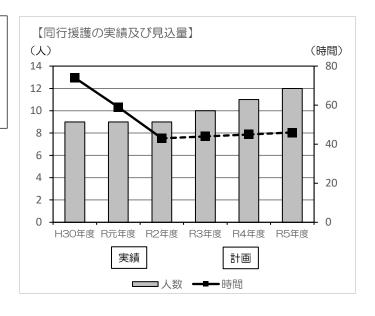
#### ■対象者

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人

#### 【同行援護の実績及び見込量(各年度1か月ごと平均)】

		第5期実績	責(令和2年度	度は見込み)	第6期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	見込量	62	71	80	44	45	46
時間	実績	74	59	43	_	_	_
	計画比(%)	119.4	83.1	53.8	1	1	_
人数	見込量	7	8	9	10	11	12
	実績	9	9	9	_	_	_
	計画比(%)	128.6	112.5	100.0	_	_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方



#### ④ 行動援護

#### ■内容

行動上著しい困難があって常時介護を要する人に対し、行動する際に生じ得る 危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び 食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

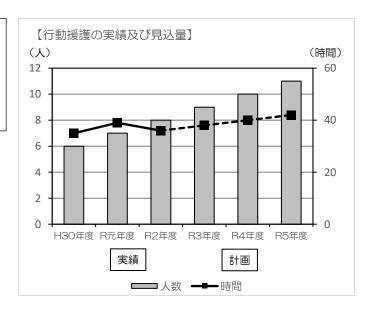
#### ■対象者

- ・障害支援区分が区分3以上で、知的障がいや精神障がいにより自己判断能力が制限され、行動することがとても困難で、常に介護が必要な人
- 障がい児にあっては、これに相当する支援の度合いである者

#### 【行動援護の実績及び見込量(各年度1か月ごと平均)】

		第5期実統	責(令和2年度	度は見込み)	第6期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	見込量	44	50	56	38	40	42
時間	実績	35	39	36	_	_	_
	計画比(%)	79.5	78.0	64.3	_	_	_
	見込量	7	7	8	9	10	11
人数	実績	6	7	8	_	_	_
	計画比(%)	85.7	100.0	100.0	_	_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方



## ⑤ 重度障害者等包括支援

#### ■内容

重度の障がい者で常時介護を必要とする人に対し、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

#### ■対象者

障害支援区分が区分6(障がい児にあっては区分6に相当する支援の度合い)の 常時介護を要する重度の障がい者で特に介護の必要な程度が高いと認められた 人

#### 【重度障害者等包括支援の実績及び見込量(各年度1か月ごと平均)】

		第5期実統	責(令和2年度	度は見込み)	第6期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	見込量	0	0	0	0	0	Ο
時 間	実績	0	0	0	_	_	_
	計画比(%)	0.0	0.0	0.0	1	_	_
	見込量	0	0	0	0	0	0
人数	実績	0	0	0	_	_	_
	計画比(%)	0.0	0.0	0.0		_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方

現在のところ市内に実施可能な事業所もなく、ニーズも見受けられず、今後の体制整備については、状況により検討していきます。

#### (2)日中活動系サービス

日中活動系サービスの利用は伸びており、サービス量の確保とともに、サービスの質的向上も求められています。障がいのある人の障がい状態やニーズに合わせて選択できる日中活動の場の整備に努めます。また、短期入所等については、サービス提供事業所や医療機関との連携を図り、サービス量の確保に努めます。

#### ① 生活介護

#### ■内容

障がい支援施設等で主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事ならびに生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他の身体機能または生活能力の向上のために行われる必要な援助を行います。

#### ■対象者

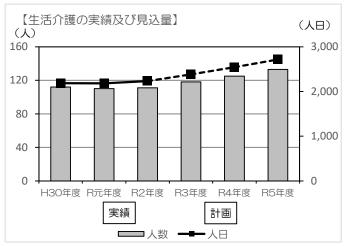
地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人

- ①障害支援区分が区分3以上(施設へ入所する場合は区分4以上)
- ②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上(施設へ入所する場合は区分3以上)

#### 【生活介護の実績及び見込量(各年度1か月ごと平均)】

		第5期実統	債(令和2年度	(関係)	第6期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	見込量	2,470	2,540	2,610	2,383	2,543	2,714
日日	実績	2,185	2,181	2,233	1	_	_
	計画比(%)	88.5	85.9	85.6	1	_	_
	見込量	126	130	134	118	125	133
人数	実績	112	110	111	1	_	_
	計画比(%)	88.9	84.6	82.8		_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方



#### ② 自立訓練(機能訓練)

#### ■内容

障がい者支援施設等において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談・助言等を行います。

#### ■対象者

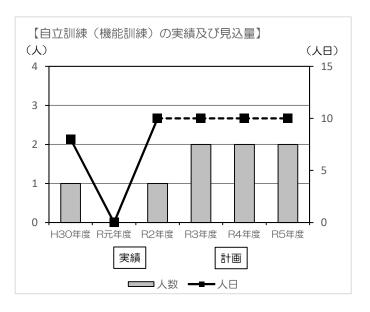
地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援 が必要な身体障がい者または難病等対象者

- ①入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図るうえで、 身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な 人
- ②特別支援学校を卒業した人で、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復等の支援が必要な人等

#### 【自立訓練 (機能訓練) の実績及び見込量(各年度1か月ごと平均)】

		第5期実統	責(令和2年度	度は見込み)	第6期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	見込量	30	30	30	10	10	10
占	実績	8	0	10			_
	計画比(%)	26.7	0.0	33.3	_	_	_
	見込量	3	3	3	2	2	2
人数	実績	1	0	1	_	_	_
	計画比(%)	33.3	0.0	33.3	_	_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方



#### ③ 自立訓練(生活訓練)

#### ■内容

障がい者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談・助言等を行います。

#### ■対象者

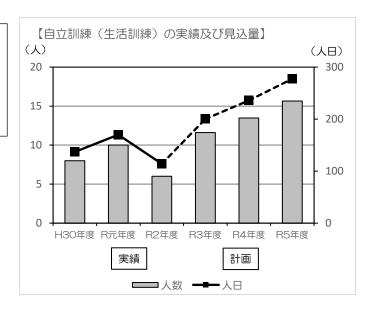
地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知 的障がい者・精神障がい者

- ①入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図るうえで、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人
- ②特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人等で、 地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人 等

#### 【自立訓練(生活訓練)の実績及び見込量(各年度1か月ごと平均)】

		第5期実績	責(令和2年度	度は見込み)	第6期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	見込量	253	270	287	200	236	277
占	実績	137	170	114			_
	計画比(%)	54.2	63.0	39.7	_	_	_
	見込量	14	15	16	12	13	16
人数	実績	8	10	6	_	_	_
	計画比(%)	57.1	66.7	37.5	_	_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方



#### ④ 就労移行支援

#### ■内容

生産活動、職場体験、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等を行います。

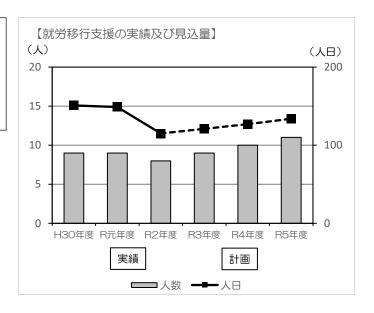
#### ■対象者

就労を希望する人であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介、その他の支援が必要な 65 歳未満の人 等

#### 【就労移行支援の実績及び見込量(各年度1か月ごと平均)】

		第5期実績	責(令和2年度	度は見込み)	第6期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	見込量	200	200	200	121	127	134
合	実績	151	149	115			_
	計画比(%)	75.5	74.5	57.5	_	_	_
	見込量	12	12	12	9	10	11
人数	実績	9	9	8	_	_	_
	計画比(%)	75.0	75.0	66.7	_	_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方



#### ⑤ 就労継続支援A型

#### ■内容

生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の 向上のために必要な訓練等を行います。A 型は、利用者と事業者が雇用契約を 結びます。

#### ■対象者

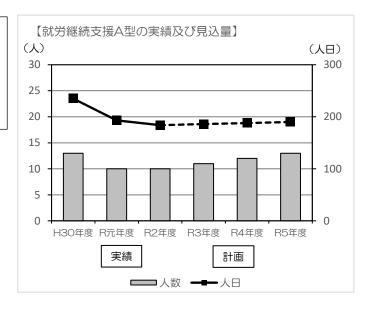
企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の人(利用開始時65歳未満の人)

- ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人
- ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人
- ③企業等を離職した人等就労経験のある人で、現に雇用関係がない人

#### 【就労継続支援A型の実績及び見込量(各年度1か月ごと平均)】

	_	第5期実統	責(令和2年度	度は見込み)	第6期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	見込量	280	290	300	186	188	190
占	実績	235	193	184			_
	計画比(%)	83.9	66.6	61.3	_	_	_
	見込量	15	16	17	11	12	13
人数	実績	13	10	10	1	1	_
	計画比(%)	86.7	62.5	58.8	_	_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方



#### ⑥ 就労継続支援B型

#### ■内容

生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。B型は、利用者と事業者の雇用契約は必要ありません。

#### ■対象者

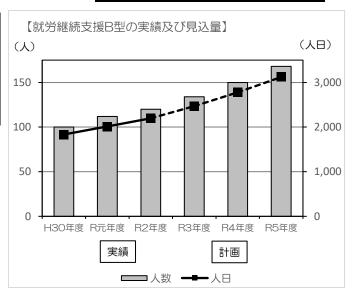
就労移行支援事業を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかなかった人や一定年齢に達している人などであって、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人

- ①就労経験がある人であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが 困難となった人
- ②就労移行支援事業を利用(暫定支給決定での利用を含む)した結果、B型の利用が適当と判断された人
- ③上記①②に該当しない人であって、50 歳に達している人または障害基礎年金 1 級受給者 等

#### 【就労継続支援B型の実績及び見込量(各年度1か月ごと平均)】

		第5期実統	責(令和2年度	まは見込み)	第6期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	見込量	1,843	1,976	2,109	2,471	2,778	3,123
日日	実績	1,833	2,013	2,198			_
	計画比(%)	99.5	101.9	104.2	_	_	_
	見込量	97	104	111	134	150	168
人数	実績	100	112	120	_	_	_
	計画比(%)	103.1	107.7	108.1	_		_

#### 見込量設定にあたっての考え方



#### ⑦ 就労定着支援

#### ■内容

就労に伴う生活リズムや体調の管理、給料の浪費などの生活面の課題に対して就 労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡 調整や指導・助言等の支援を行います。

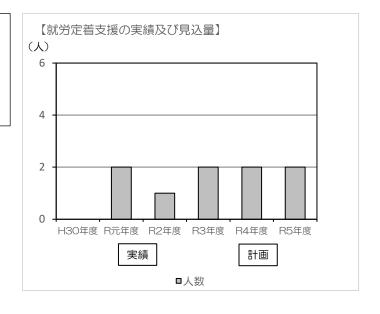
#### ■対象者

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人

#### 【**就労定着支援の実績及び見込量**(各年度1か月ごと平均)】

		第5期実績(令和2年度は見込み)			第6期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
		00 +12	70-7/2	Z 7/X	0 7/2	7 7/2	0 7/2
	見込量	7	8	14	2	2	2
人 数	実績	0	2	1	_	_	_
	計画比(%)	0.0	25.0	7.1	-	_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方



#### ⑧ 療養介護

#### ■内容

病院で主として昼間において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的 管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のう ち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

#### ■対象者

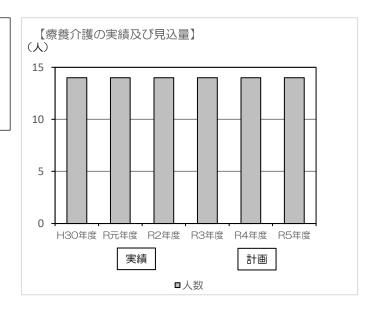
病院等への長期の入院における医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人 ①筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人口呼吸器による呼吸

- ①筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人口呼吸器による呼吸 - 管理を行っている人であって、障害支援区分が区分 6 の人
- ②筋ジストロフィー患者または、重症心身障がい者であって、障害支援区分が 区分5以上の人

#### 【療養介護の実績及び見込量(各年度1か月ごと平均)】

		第5期実統	責(令和2年度	度は見込み)	第6期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	見込量	14	14	14	14	14	14
人数	実績	14	14	14	_	<u> </u>	_
<i>x</i>	計画比(%)	100.0	100.0	100.0	_	_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方



#### 9 短期入所

#### ■内容

障がい者支援施設等へ短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護等を 行います。

#### ■対象者

#### 【福祉型】

- ・障害支援区分1以上である障がい者
- 障がい児の障がいの程度に応じて定める区分における区分 1 以上に該当する障がい児

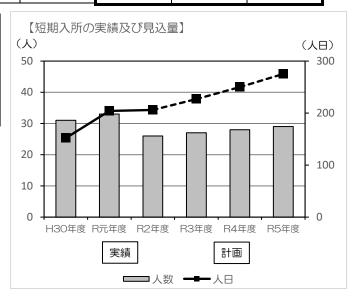
#### 【医療型】

・遷延性意識障がい児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の 分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・者 等

#### 【短期入所の実績及び見込量(各年度1か月ごと平均)】

		第5期実統	責(令和2年度	ほは見込み)	45	第6期見込量				
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度			
	見込量	187	203	227	227	250	275			
日日	実績	152	204	206	_	_	_			
	計画比(%)	81.3	100.5	90.7		_	_			
	見込量	39	43	47	27	28	29			
人数	実績	31	33	26	_	_	_			
	計画比(%)	79.5	76.7	55.3	_	_	_			

# 見込量設定にあたっての考え方



#### (3) 居住系サービス

グループホームについては、サービスを担う事業者の新規開設を促し、グループホームの計画的な整備を進め、障がいのある人の住まいの確保に努めます。

また、障がいのある人が地域のグループホームで生活することへの市民の理解を深める普及啓発を進めていきます。

#### ① 自立生活援助

#### ■内容

主に施設入所やグループホーム、精神科病院から1人暮らしへの移行を希望する障がい者について、定期的な巡回訪問や電話、メール等による随時の対応により、障がい者の理解力や生活力等を補うための、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。

#### ■対象者

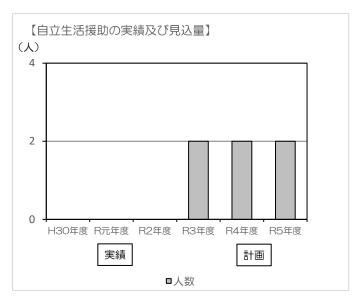
- ①施設入所やグループホームの退居者、精神科病院等の医療機関を退院した人
- ②単身または障がいや疾病等を有する家族と同居している人のうち、居宅において1人暮らしをする際に自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある人

#### 【自立生活援助の実績及び見込量(各年度1か月ごと平均)】

		第5期実績(令和2年度は見込み)			第6期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	見込量	2	3	4	2	2	2
人数	実績	0	0	0	_	_	_
·	計画比(%)	0.0	0.0	0.0	_	_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方

福祉施設入所者等の地域生活移行を 勘案して推計しました。



#### ② 共同生活援助(グループホーム)

#### ■内容

主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ及び食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

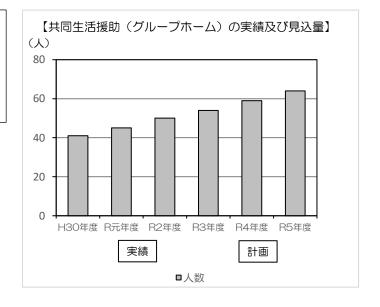
#### ■対象者

障がい者(身体障がい者については、65歳未満または65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る)

#### 【共同生活援助 (グループホーム) の実績及び見込量(各年度1か月ごと平均)】

		第5期実績(令和2年度は見込み)			第6期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	見込量	43	46	49	54	59	64
人数	実績	41	45	50	_	_	_
	計画比(%)	95.3	97.8	102.0	1	1	_

#### 見込量設定にあたっての考え方



#### ③ 施設入所支援

#### ■内容

その施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

#### ■対象者

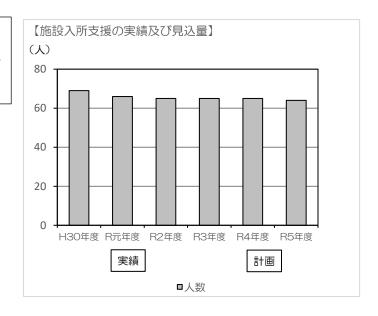
- ①生活介護利用者のうち、障害支援区分が区分4(50歳以上の場合は区分3)以上の人
- ②自立訓練または就労移行支援利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人 等

#### 【施設入所支援の実績及び見込量(各年度1か月ごと平均)】

		第5期実統	第5期実績(令和2年度は見込み)			第6期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
	見込量	69	69	66	65	65	64	
人数	実績	69	66	65	_	_	_	
	計画比(%)	100.0	95.7	98.5			_	

#### 見込量設定にあたっての考え方

福祉施設入所者等の地域生活移行を 勘案して推計しました。



# (4)相談支援

サービス等利用計画に関する連絡、調整が適切に行われるように、「五泉市障がい者基幹相談支援センター」を地域相談支援の拠点とし、市内にある各相談支援事業所と連携し、支援を行っていきます。また、専門的な相談支援が実施できる体制を整えるため、相談支援専門員等の質的向上に取り組んでいきます。

## ① 計画相談支援

#### ■内容

障がい福祉サービスを利用する人に対し、計画的な支援を提供するために、「サービス等利用計画」を作成し、サービス利用状況の確認、調整を行います。

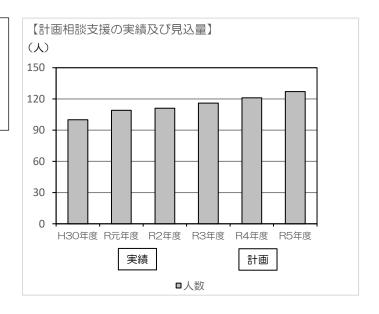
#### ■対象者

障がい福祉サービスや地域相談支援を利用するすべての障がい児・者(障がい児 相談支援を利用する人を除く)

#### 【計画相談支援の実績及び見込量(各年度1か月ごと平均)】

		第5期実統	責(令和2年度	度は見込み)	第6期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	見込量	105	108	110	116	121	127
人数	実績	100	109	111	_	_	_
	計画比(%)	95.2	100.9	100.9	_	_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方



#### ② 地域相談支援(地域移行支援)

#### ■内容

障がい者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院等をしている人に対して、住居の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

#### ■対象者

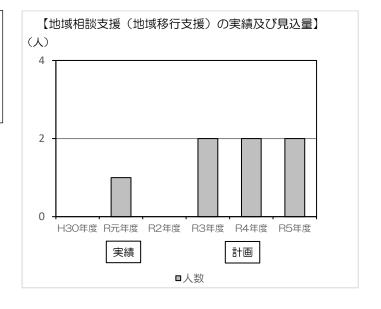
- ①障がい者支援施設、療養介護を行う病院に入院している障がい者 等
- ②精神科病院に入院している精神障がい者 等

#### 【地域相談支援(地域移行支援)の実績及び見込量(各年度1か月ごと平均)】

		第5期実統	責(令和2年度	ほは見込み)	第6期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	見込量	1	4	4	2	2	2
人数	実績	0	1	0	_	_	_
	計画比(%)	0.0	25.0	0.0	_	_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方

平成 30 年度から令和 2 年度までの 実績見込量、及び福祉施設入所者の地 域生活移行を勘案して推計しました。



#### ③ 地域相談支援(地域定着支援)

#### ■内容

居宅において単身等で生活する人につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、その他必要な支援を行います。

#### ■対象者

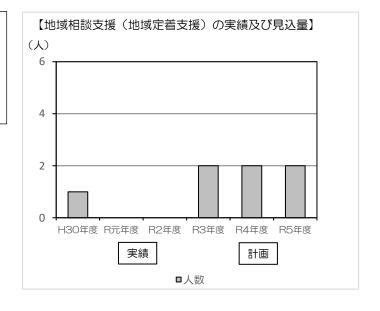
- ①居宅において単身であるため、緊急時の支援が見込めない状況にある人
- ②居宅において家族と同居している人であっても、家族が障がい・病気のため、 緊急時の支援が見込めない状況にある人 等

#### 【地域相談支援(地域定着支援)の実績及び見込量(各年度1か月ごと平均)】

		第5期実績(令和2年度は見込み)			第6期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	見込量	3	4	5	2	2	2
人数	実績	1	0	0	_	_	_
·	計画比(%)	33.3	0.0	0.0		_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方

平成 30 年度から令和 2 年度までの 実績見込量、及び福祉施設入所者の地 域生活移行を勘案して推計しました。



#### (5)発達障がい者等に対する支援

発達障がいのある人が、心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障がいの症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行っていきます。

#### ■内容

発達障がい児者の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい児者の家族に対するピアサポート等の支援を充実させ、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図ります。

■対象者 地域住民

#### 【発達障がい者等に対する支援の見込量】

	第6期見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム 等の支援プログラム等の受講者数	7	7	7
ペアレントメンターの人数	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数	36	36	36

#### ※ペアレントトレーニング:

保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目ざす家族支援のアプローチの一つです。

#### ※ペアレントプログラム:

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラムです。「行動で考える」「(叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを)ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間をみつける」という3つの目標に向けて取り組みます。

「障がい」という言葉を使用しないで、子育て支援での活用もできます。

#### ※ペアレントメンター:

メンターとは「信頼のおける仲間」という意味です。発達障がいの子どもを育てた保護者が、その育児 経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの 特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行います。 ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修に経て活動をしています。また、地域にて円滑にメンター活動が行われるようペアレントメンター・コーディネーターが調整などを行います。

#### ※ピアサポート:

同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間=英語で「peer」(ピア)=が、体験を語り合い、回復をめざす取り組み。

#### 見込量設定にあたっての考え方

- 〇ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 療育教室で実施しているペアレントトレーニングの実人数及びアンケート結果に基 づく利用意向ニーズを加味して推計しました。
- Oペアレントメンターの人数 研修等の受講数を見込み推計しました。
- 〇ピアサポートの活動への参加人数 平成30年度と令和元年度の実績から算出しました。

#### (6) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け 合う体制をめざし、それぞれの地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・生活支 援が一体的に提供される体制を構築します。

#### ■内容

保健・医療・福祉関係者による協議の場を設けます。

■対象者 地域住民

#### 【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の見込量】

	867	第6期見込量	
	令和	令和	令和
	3年度	4 年度	5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催 回数	2	2	3
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	25	25	25
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2	2	3
精神障がい者の地域移行支援 (単位:人)	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援 (単位:人)	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助 (単位:人)	6	6	6
精神障がい者の自立生活援助 (単位:人)	1	1	1

#### 見込量設定にあたっての考え方

五泉市障がい者総合支援協議会の回数、平成 29 年度から令和元年度までの実績を勘案して推計しました。

#### (7) 地域生活支援事業

#### 1) 必須事業

障がいのある人が自ら居住する場所を選択し、自立と社会参加の実現を図っていくために、「地域生活支援事業」の各種サービス等の提供体制の整備を進めます。

#### ① 理解促進研修 • 啓発事業

■内容

障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を行います。

■対象者 地域住民

#### 【理解促進研修・啓発事業の実績及び見込量】

		第5期実績(令和2年度は見込み)			第6期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実	見込量	有	有	有	有	有	有
施施	実績	有	有	感染症予防 のため中止	_	_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方

五泉市・阿賀野市・阿賀町による合同フォーラムを見込みました。

#### ② 自発的活動支援事業

#### ■内容

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

#### ■対象者

障がい者等、その家族、地域住民など

#### 【自発的活動支援事業の実績及び見込量】

	_	第5期実績(令和2年度は見込み)			第6期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施	見込量	有	有	有	有	有	有
施	実績	有	有	有	_	_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方

事業所(あさひの家)への事業委託を見込みました。

#### ③ 相談支援事業

#### ■内容

市内2箇所に相談支援事業者を置き、中立・公平性を確保し、必要な情報の提供、助言、サービス利用支援などを行います。

#### ■対象者

障がい者等、障がい児の保護者、障がい者等の介護を行う人

#### 【障害者相談支援事業の実績及び見込量】

		第5期実績(令和2年度は見込み)			第6期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
		00 千皮	九十尺	乙十尺	0 千区	十十尺	リース
笛	見込量	2	2	2	2	2	2
所	実績	2	2	2			_

#### 【基幹相談支援センターの実績及び見込量】

		第5期実績(令和2年度は見込み)			第6期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実	見込量	有	有	有	有	有	有
施施	実績	有	有	有	_	_	_

#### 【基幹相談支援センター等機能強化事業の実績及び見込量】

			第5期実統	責(令和2年度	ほは見込み)	第6期見込量		
			平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
			の十反	ンナス	乙十次	り十皮	十八	リ十尺
	実施	見込量	有	有	有	有	有	有
	施	実績	有	有	有	_	_	_

#### 【住宅入居等支援事業の実績及び見込量】

		第5期実績(令和2年度は見込み)			第6期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施	見込量	有	有	有	有	有	有
施	実績	有	有	有	_	_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方

障害者相談支援事業:事業所への事業委託を見込みました。

基幹相談支援センター等機能強化事業:「基幹相談支援センター」ほか、事業所への事

業委託を見込みました。

住宅入居等支援事業:事業所への事業委託を見込みました。

#### ④ 成年後見制度利用支援事業

#### ■内容

知的障がい者・精神障がい者であって、成年後見制度の利用が有効と認められる 人に対し、成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の一部を助 成します。

#### ■対象者

障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者

#### 【成年後見制度利用支援事業の実績及び見込量】

		第5期実績(令和2年度は見込み)			第6期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	見込量	7	9	11	8	10	12
人数	実績	5	6	6	1	_	_
~~	計画比(%)	71.4	66.7	54.5		_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方

令和2年度の実績見込量と今後のニーズを勘案して見込みました。

#### ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

#### ■内容

成年後見制度における後見等の義務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

#### ■対象者

法人後見の実施を予定している団体 等

#### 【成年後見制度法人後見支援事業の実績及び見込量】

		第5期実績(令和2年度は見込み)			第6期見込量		
		平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30 年度	元年度	2 年度	3年度	4 年度	5年度
実施	見込量	有	有	有	有	有	有
施	実績	有	有	有	_	_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方

現在、法人後見の実施している団体があるため、制度の活用について連携して取り組んでいきます。

#### ⑥ 意思疎通支援事業 (手話奉仕員派遣事業)

#### ■内容

聴覚、言語、音声、視覚などの障がいで意思疎通を図ることが困難な人に、手話通訳者等の派遣などを行います。

#### ■対象者

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいがあるため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者 等

#### 【意思疎通支援事業(手話奉仕員派遣事業)の実績及び見込量】

		第5期実統	責(令和2年度	度は見込み)	第6期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	見込量	22	26	30	3	3	3
実施	実績	14	3	0			_
	計画比(%)	63.6	11.5	0.0			_

#### 見込量設定にあたっての考え方

平成30年度から令和2年度までの実績、及び今後のニーズを勘案して見込みました。

#### ⑦ 日常生活用具給付等事業

#### ■内容

日常生活用具を必要とする人に対し、日常生活の便宜を図るため日常生活用具を給付します。

### ■対象者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等であって、当該用具を 必要とする人

#### 【日常生活用具給付等事業の実績及び見込量(給付等件数/年)】

		第5期実統	責(令和2年度	要は見込み)	5	第6期見込量	
		平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5年度
_ 介	見込量	3	3	3	3	3	3
支援用具介護訓練	実績	3	1	8			_
具練	計画比(%)	100.0	33.3	266.7	_	_	_
. <b>白</b>	見込量	7	8	0	9	9	9
支援用具	実績	2	10	1	1	1	_
	計画比(%)	28.6	125.0	11.1	_	_	_
在	見込量	17	18	19	19	19	19
支援用具在宅療養等	実績	10	12	15	_	_	_
用養具等	計画比(%)	58.8	66.7	78.9	_	_	_
情報	見込量	29	31	33	24	27	30
支援用具	実績	31	21	14	1	1	_
支援用具 克思疎通	計画比(%)	106.9	67.7	42.4	_	_	_
排	見込量	1,040	1,160	1,280	1,200	1,295	1,397
排せつ管理	実績	1,050	1,037	1,260	_		_
具理	計画比(%)	101.0	89.4	98.4		_	_
	見込量	3	4	5	2	3	4
住宅改修費	実績	0	2	1	_	_	_
費	計画比(%)	0.0	50.0	20.0	_	_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方

平成30年度から令和2年度までの実績見込量、及び今後のニーズを勘案して見込みました。

#### ⑧ 手話奉仕員養成研修事業

#### ■内容

手話で日常会話を行うことができる手話奉仕員を養成します。

#### ■対象者

実施主体が適当と認めた人

#### 【手話奉仕員養成研修事業の実績及び見込量】

		第5期実績	責(令和2年度	度は見込み)	第6期見込量		
		平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30 年度	元年度	2 年度	3年度	4 年度	5年度
	見込量	10	10	10	12	12	12
実施	実績	9	12	12	1	1	_
	計画比(%)	90.0	120.0	0.0	_	_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方

五泉市が実施する手話奉仕員養成講座の入門課程と基礎課程を隔年ごとに実施し、参加 者を募っていきます。

#### ⑨ 移動支援事業

#### ■内容

社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出時の移動支援を行います。

#### ■対象者

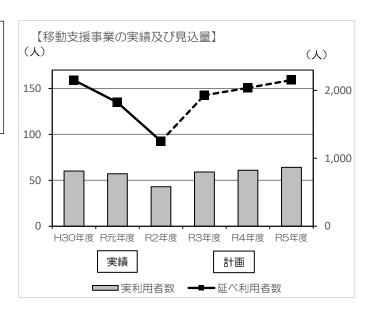
障がい児・者等であって、市が外出時に移動の支援が必要と認めた人

#### 【移動支援事業の実績及び見込量】

		第5期実統	責(令和2年度	度は見込み)	第6期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実	見込量	70	70	70	59	61	64
実利用者数	実績	60	57	43	_	_	_
数	計画比(%)	85.7	81.4	61.4	_	_	_
延べ	見込量	2,500	2,500	2,500	1,928	2,038	2,155
	実績	2,150	1,824	1,253	_	_	_
利用時間	計画比(%)	86.0	73.0	50.1		_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方

平成 30 年度から令和 2 年度までの 実績見込量、及び今後のニーズを勘案 して推計しました。



#### ⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

#### ■内容

障がいのある人などが通い、創作活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場を設けます。

■対象者 障がい児・者 等

#### 【地域活動支援センター機能強化事業の実績及び見込量】

		第5期実統	責(令和2年度	要は見込み)	第 6 期見込量				
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		
<b>=</b>	見込量	4	4	4	4	4	4		
実施箇所	実績	4	4	4	1	1	_		
所 	計画比(%)	100.0	100.0	100.0	_		-		
延べ	見込量	280	290	300	313	329	347		
	実績	289	297	290	-	_	_		
利用者数	計画比(%)	103.2	102.4	96.7		_	_		

#### 見込量設定にあたっての考え方

#### 2) 任意事業

必須事業のほか、地域のニーズなどに合わせて、市が自主的に取り組む各種サービス 等の提供体制の検討・実施を進めます。

#### ① 訪問入浴サービス

#### ■内容

地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

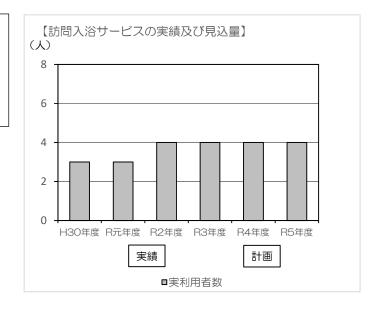
#### ■対象者

この事業の利用を図らなければ入浴が困難な在宅の重度身体障がい者 等

#### 【訪問入浴サービスの実績及び見込量】

		第5期実績(令和2年度は見込み)			第6期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実	見込量	0	7	8	4	4	4
実利用者数	実績	3	3	4	_	_	_
数	計画比(%)	50.0	42.9	50.0	_	_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方



#### ② 日中一時支援

#### ■内容

障がい者等に活動の場を提供するとともに、日中の家族不在時の見守りや社会に 適応するための日常的な訓練等の支援を行います。

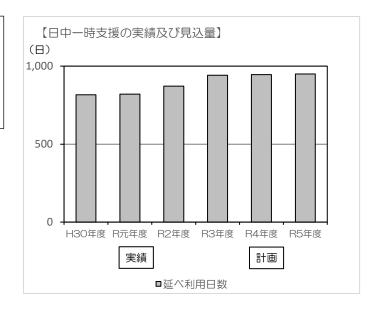
#### ■対象者

障がい児・者 等

### 【日中一時支援の実績及び見込量】

		第5期実績(令和2年度は見込み)			第6期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
延べ	見込量	800	800	800	942	946	950
利用	実績	816	820	872	_	_	_
) 数	計画比(%)	102.0	102.5	109.0	ı	1	_

#### 見込量設定にあたっての考え方



#### ③ スポーツ・レクリエーション教室開催等

#### ■内容

各種スポーツ教室・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会などを開催 し、障がい者がスポーツに触れる機会等を提供します。

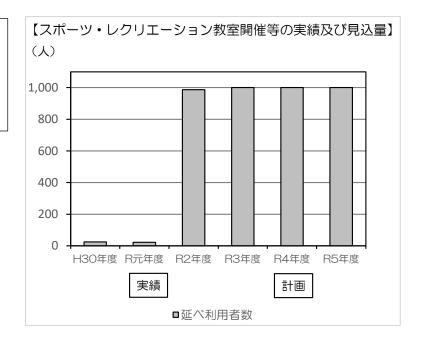
#### ■対象者

障がい児・者 等

#### 【スポーツ・レクリエーション教室開催等の実績及び見込量】

		第5期実績(令和2年度は見込み)			第6期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
延べ	見込量	100	105	110	1,000	1,000	1,000
,	実績	25	23	987	_	_	_
利用者数	計画比(%)	25.0	21.9	897.2		_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方



#### ④ 文化芸術活動振興

#### ■内容

作品等の文化芸術活動の機会を提供するとともに、創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。

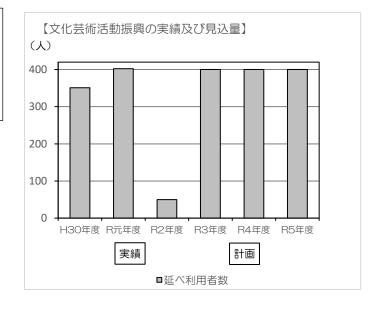
#### ■対象者

障がい児・者 等

#### 【文化芸術活動振興の実績及び見込量】

		第5期実績(令和2年度は見込み)			第6期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
延べ	見込量	130	140	150	400	400	400
,	実績	351	402	50	1	1	_
利用者数	計画比(%)	270.0	287.1	33.3	_	_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方



#### ⑤ 点字・声の広報等発行

#### ■内容

点訳・音声訳その他わかりやすい方法により、広報等の地域生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的に提供します。

#### ■対象者

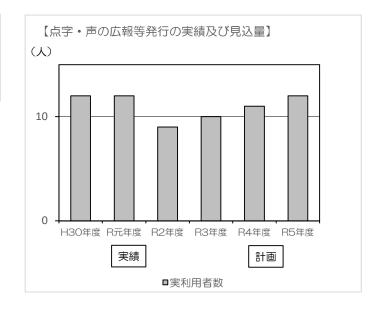
文字による情報入手が困難な障がい者 等

【点字・声の広報等発行の実績及び見込量】

	_	第5期実績(令和2年度は見込み)			第6期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実	見込量	15	16	17	10	11	12
実利用者	実績	12	12	9	1	1	_
用者数	計画比(%)	80.0	75.0	52.9	ı	1	_

#### 見込量設定にあたっての考え方

令和 2 年度の実績見込量、及び今後 のニーズを勘案して推計しました。



#### ⑥ 自動車運転免許取得・改造助成

■内容

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

■対象者

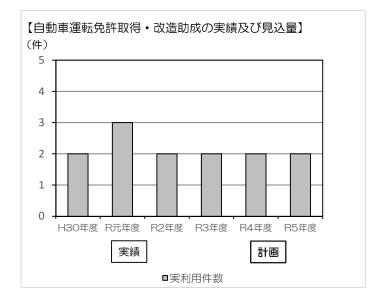
自動車運転免許取得:免許を取得することにより社会参加が見込まれる身体障が い者

改造助成: 当該改造によって社会参加が見込まれる重度の障がい者 等

#### 【自動車運転免許取得・改造助成の実績及び見込量】

		第5期実績(令和2年度は見込み)			第6期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実	見込量	5	5	5	2	2	2
実利用件数	実績	2	3	2	_	_	_
1午   数 	計画比(%)	40.0	60.0	40.0	_	_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方



#### ⑦ 更生訓練費給付

#### ■内容

就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人が、訓練を受けるために 必要な費用の一部を助成します。

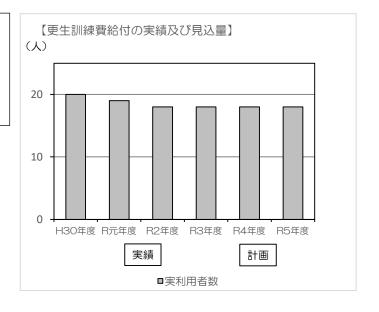
#### ■対象者

就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人

#### 【更生訓練費給付の実績及び見込量】

		第5期実績(令和2年度は見込み)			第6期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実	見込量	30	30	30	18	18	18
実利用者数	実績	20	19	18	_	_	_
数	計画比(%)	66.7	63.3	60.0	_	_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方



## 第4節 サービス量の確保策

#### 訪問系サービスのサービス量確保のための方策

障がい児・者が可能な限り在宅で自立した日常生活を送ることができるよう支援を行う訪問系サービスにおいては、多数の事業所がサービス提供しており、提供体制は整備されている状況と言えますが、事業所調査結果では、14事業所が行動援護、13事業所が居宅介護について、不足していると感じるサービスとして回答しています。

そのため、サービス利用実態の把握やサービス事業所との更なる連携強化等により、 利用者のニーズに対応できるよう利用促進に努めます。

また、障がいの重複や重度化、障がいの特性などに応じた、適切なサービスを提供できる体制づくりを推進し、サービス提供事業所の人材育成のための講座の参加促進等を行うなど、障がい福祉サービスの提供体制の整備とともに、質の高いサービス提供の確保に努めます。

#### 日中活動系サービスのサービス量確保のための方策

障がい者が安心して日常生活をより充実したものとし、地域で自立した日常生活をするためには、生活介護や就労支援など日中活動系サービスの提供が重要です。

障がい福祉に関するアンケート結果では、日中活動系サービスの中で生活介護、短期 入所の利用意向が高いものの、強度行動障がいのある人が、必要な日中活動や短期入所 を十分に利用できない等の課題もみられます。

そのため、サービス提供事業者との連携を密にしながら、本人の意向に添ったサービス提供ができるよう関係事業所への情報提供などに努めるとともに、多くの事業者が参入できるような体制整備を関係機関と連携して進めます。

また、就労系サービス(就労移行支援・就労継続支援)の提供にあたっては、教育機関やハローワーク等と連携しながら、効率的、効果的にサービス提供できるように努めます。

なお、一般就労に移行した人への支援については、「就労定着支援」等の利用により職場に長く定着できるよう、サービス提供事業者に働きかけ、サービスの啓発や利用促進に努めます。また五泉市障がい者総合支援協議会の専門部会等を通じて、市内企業に障がい者雇用に対する理解が深まるよう働きかけを続けます。

#### 居住系サービスのサービス量確保のための方策

共同生活援助(グループホーム)については、地域移行など地域の中で必要な支援を受けながら暮らす生活の場としてニーズが高い状況の中、今後、さらに必要性が高まると考えられます。

しかし、障がい者が地域の中で、一人ひとりの個性を尊重しながら生活していくうえでは、障がいに対する理解が広く地域全体で深まることが不可欠です。

そのため、阿賀野市・阿賀町と合同で開催する「障がい者合同フォーラム」や学習会等通じて、障がいに対する情報の提供、理解を周知するなど、今後も地域理解促進のための普及啓発に努めます。

また、平成 30 年度から新設された「自立生活援助」のサービス提供については市内 各事業所に働きかけ、連携を図りながら障がいのある人の自立へ向けた支援を引き続き 行います。

#### 相談支援サービスのサービス量確保のための方策

相談支援については、事業所調査結果で、市の障がい福祉サービスの充実に向けて今後必要なものとして多くの事業者が回答しており、障がい福祉に関するアンケート結果でも利用意向が多く挙げられていることから、様々なサービスの利用ニーズの高まりによって、相談支援の充実がますます期待されていると言えます。

今後も、障がい者のニーズに応じた福祉サービスを利用できるように適切なサービス 利用計画の作成のため、対象者の把握を行うとともに、関係機関と連携を図り、相談支 援専門員の養成や確保を働きかけ、専門的な相談体制の整備を図ります。

#### 地域生活支援事業サービス量の確保のための方策

障がいのある人に対する市民の理解や認識を深めるため、また障がいのある人への差別や虐待を防ぐためにも、広報誌や講習会の開催を通じた啓発活動をより積極的に推進します。

当事者やボランティア、地域組織等の幅広い参加・協力を得ながら、市民の障がい者 理解促進につながる、わかりやすい啓発広報活動の推進に努めます。

相談支援においては、地域の相談支援の拠点としてのワンストップ福祉総合相談となる「五泉市障がい者基幹相談支援センター」と、市内相談支援事業所との連携を強めるとともに、研修会の開催・困難事例等の検討を通じて相談支援専門員の資質向上及び人材育成を図り、福祉・保健・医療・就労・教育等の幅広いニーズに対応できる体制を整えます。

障がい福祉サービスの利用を希望せず、一般就労が困難な障がいのある人に対し、地域活動支援センターの活用を促すなどニーズに応じたさまざまなサービス提供及び相談支援に努めます。障がい者の判断能力が不十分であるものについては、将来の生活やサービス利用の契約等適切な支援が得られるよう成年後見制度の周知による利用を促進し、サービス提供事業者に対しても本制度の啓発に努めます。

また今後増加するニーズに対応していくために、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の体制整備についても、関係機関と連携しながら取り組んでいきます。

#### 任意事業サービス量の確保のための方策

任意事業については、地域ニーズに合わせて、自立した日常生活・社会生活を営むために必要な事業の実施を図ります。

各事業の支給決定量とサービス利用量の状況を把握し、障がいのある人が必要とする サービス利用できるよう、事業の周知を図ります。

特に医療的ケアを必要とされている方などが、在宅での安全な入浴を行うために訪問 入浴サービスの周知や、障がい者等の日中における活動の場として日中一時支援の活用 のため、地域ニーズの把握に努め、日常的にサービス提供事業者や関係機関と連携を図 りながら事業を実施します。

## 第4章 第2期障がい児福祉計画

## 第1節 第1期計画(令和2年度)の数値目標の実施状況

障がいのある児童の地域支援体制の構築に向け、施設や体制の整備について、国の指針等に基づき、令和2年度における数値目標を設定しましたが、それに対する実績は次の通りとなりました。

#### (1) 障がい児支援の提供体制

#### 〇国の基本指針

- ・ 令和 2 年度末までに、各市町村に次のとおり整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。
- ・児童発達支援センター: 少なくとも1か所以上
- 保育所等訪問支援: 利用できる体制を構築する。
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス

: 1か所以上

項目	目標値	令和2年度 (見込み)
児童発達支援センターの設置	O箇所	 O箇所
保育所等訪問支援の提供体制	1 箇所	O箇所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援の確保	1 箇所	O箇所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保	1 箇所	O箇所

#### (2) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

#### 〇国の基本指針

・ 平成 30 年度末までに、各市町村に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係 機関等による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

項目	協議の場の有無		
	目標値	実績	
平成 30 年度末時点での協議の場	有・無	有・無	

## 第2節 障がい児支援提供体制の整備等

本計画では、障がいのある児童の地域支援体制の構築に向け、児童発達支援センターや 保育所等での専門的な支援体制等、地域支援の在り方を計画的に位置づけ、施設や体制の 整備について、令和5年度を目標年度として以下のとおり設定します。

#### (1) 障がい児支援の提供体制

#### 〇国の基本指針

【重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1 カ所以上設置することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- 令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制 を構築することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

【主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業 所の確保】

• 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放 課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保する ことを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

項目	数值	考え方
		開設には支援の専門職員の配置や施設が必
   児童発達支援センターの設置	O箇所	要であるため、単独設置は困難な状況です。
70里元圧又版とフラーの改画		児童の発達支援は早期発見・早期療育が大切
		なことから圏域での設置を検討します。
保育所等訪問支援の利用でき		市内には事業所がないため、障がい児通所支
保育が导動向文援の利用できる   る提供体制	1 箇所	援事業所等に新規参入を働きかけ、訪問支援
る徒氏体制		体制を構築します。
主に重症心身障がい児を支		市内には重症心身障がい児の受け入れが
接する児童発達支援の確保	1 箇所	可能な事業所はないため、支援可能な事業
1後9 公元里元连又版の唯休		所の確保を見込みます。
主に重症心身障がい児を支		市内には重症心身障がい児の受け入れが
援する放課後等デイサービ	1 箇所	可能な事業所はないため、支援可能な事業
スの確保		所の確保を見込みます。

#### (2) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置等

#### 〇国の基本指針

 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障が い福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することをめざし、これまでの実績 及び地域の実情を踏まえて設定。

項目	整備の有無
令和5年度末時点での協議の場	有 無
令和5年度末時点での医療的ケア児等に関するコー ディネーターの配置	有・無

#### 考え方

参集者:医療機関、相談支援事業者、障がい児通所支援事業者、保育・教育関係者、医療的ケア児等コーディネーター等

実施内容:障がい者総合支援協議会(こども部会等)や新潟圏域連絡調整会議療育支援部会と連携しながら、医療的ケア児の情報共有及び地域支援に関する協議を行います。

#### 【医療的ケア児等コーディネーターの配置人数の見込量】

		第1期実績(令和2年度は見込み)			第2期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
		00 +12	九十以	乙十汉	0 +12	十十以	0 +12
人数	見込量	О	1	1	2	2	2

#### 見込量設定にあたっての考え方

関係機関の協力を得ながら、人材育成等に努め、今後医療機関等と情報共有する体制に必要となる配置人数を見込みました。

#### ※医療的ケア児等コーディネーターとは

医療的ケアが必要な子どもの支援を調整する人です。子どもの支援に関わる関係機関(多職種)との連携を図り、子どもの健康を維持しながら地域で生活し続けられるよう、支援のネットワークを構築する役割を持ちます。

## 第3節 第2期計画(令和3~5年度)障がい児福祉サービス の見込量

#### (1) 障がい児通所支援

需要の増加が予想される事業であることから、利用者のニーズを的確に把握し、今後 も引き続き必要なサービス量の確保に努めます。児童の心身の状況や生活環境などを考 慮し、児童またはその保護者のサービス利用の意向が反映されるよう、支援事業者など との連携により、支援内容の充実に努めます。

#### ① 児童発達支援

#### ■内容

日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

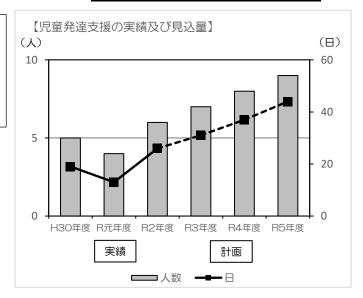
#### ■対象者

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児

#### 【児童発達支援の実績及び見込量(各年度1か月ごと平均)】

		第1期実績	責(令和2年度	(関係)	第2期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	見込量	40	48	56	31	37	44
	実績	19	13	26	_	_	_
	計画比(%)	47.5	27.1	46.4	_	_	_
	見込量	5	6	7	7	8	9
数	実績	5	4	6	_	_	_
	計画比(%)	100.0	66.7	85.7	_	_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方



#### ② 医療型児童発達支援

#### ■内容

児童発達支援及び治療を行います。

#### ■対象者

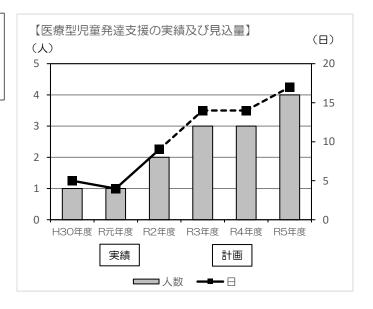
肢体不自由(上肢、下肢または体幹の機能障がい)があり、理学療法等の機能訓練または医学的管理下での支援が必要と認められた障がい児

#### 【医療型児童発達支援の実績及び見込量(各年度1か月ごと平均)】

		第1期実績	責(令和2年度	(は見込み)	第2期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	見込量	10	10	10	14	14	17
	実績	5	4	9	_	_	_
	計画比(%)	50.0	40.0	90.0	_	_	_
	見込量	2	2	2	3	3	4
数	実績	1	1	2	_	_	_
	計画比(%)	50.0	50.0	100.0	_	_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方

平成 30 年度から令和 2 年度までの 実績見込量を勘案して推計しました。



#### ③ 放課後等デイサービス

#### ■内容

授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

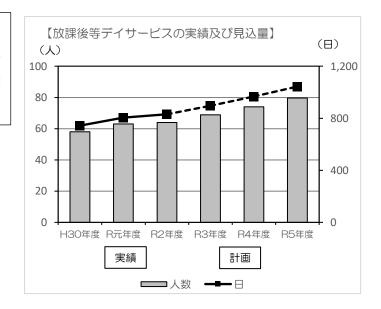
#### ■対象者

学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く)に就学しており、 授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障がい児

#### 【放課後等デイサービスの実績及び見込量(各年度1か月ごと平均)】

		第1期実績	責(令和2年度	をは見込み)	第2期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	見込量	845	910	1,001	897	967	1,044
	実績	743	805	831	_	_	_
	計画比(%)	87.9	88.5	83.0	_	_	_
	見込量	65	70	77	69	74	80
数	実績	58	63	64	_	_	_
	計画比(%)	89.2	90.0	83.1	-	_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方



#### ④ 保育所等訪問支援

#### ■内容

保育園等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

#### ■対象者

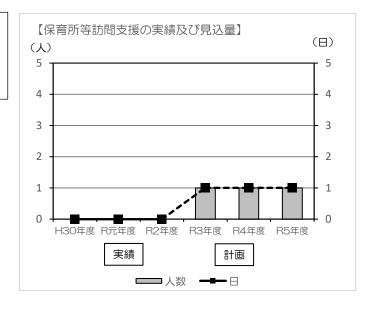
保育園、幼稚園、認定こども園、小学校その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児

#### 【保育所等訪問支援の実績及び見込量(各年度1か月ごと平均)】

		第1期実績	責(令和2年度	質は見込み)	第2期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	見込量	0	0	20	1	1	1
B	実績	0	0	0	_	_	_
	計画比(%)	0.0	0.0	0.0	1	_	_
	見込量	0	0	10	1	1	1
数	実績	0	0	0	-	_	_
	計画比(%)	0.0	0.0	0.0	_	_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方

実績がないことから今後のニーズを 勘案して推計しました。



#### ⑤ 居宅訪問型児童発達支援

#### ■内容

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

#### ■対象者

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが困難な障がい児

#### 【居宅訪問型児童発達支援の実績及び見込量(各年度1か月ごと平均)】

		第1期実績	責(令和2年度	をは見込み)	第2期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	見込量	0	0	0	Ο	О	О
⊟	実績	0	0	0	1	_	_
	計画比(%)	0.0	0.0	0.0	1	_	_
	見込量	0	0	0	0	0	0
人数	実績	0	0	0	-	_	_
	計画比(%)	0.0	0.0	0.0	_	_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方

市内及び近隣市町村においても実施可能な事業所がなく利用ニーズも見込めないため、 今後の体制整備については、状況により検討していきます。

#### ⑥ 障がい児相談支援

#### ■内容

障がい児通所サービスの利用を希望する人に、その環境やサービス利用に関する 意向を反映した障がい児支援利用計画を作成します。

#### ■対象者

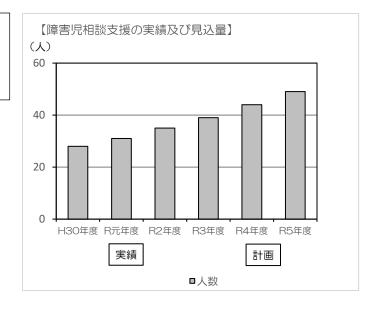
障がい児通所サービスを利用するすべての障がい児の保護者

#### 【障がい児相談支援の実績及び見込量(各年度1か月ごと平均)】

		第1期実績	責(令和2年度	質は見込み)	第2期見込量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	見込量	30	33	36	39	44	49
人数	実績	28	31	35	_	_	_
	計画比(%)	93.3	93.9	97.2	1	_	_

#### 見込量設定にあたっての考え方

平成 30 年度から令和 2 年度までの 実績見込量を勘案して推計しました。



## 第4節 サービス量の確保策

#### 障がい児サービスのサービス量確保のための方策

#### ① 支援体制について

障がい児支援については、その可能性を最大限に伸ばしていくために、成長段階に応じた切れ目のない継続的で一貫した支援が重要です。そのため、保健・福祉・医療・保育・教育と連携を図り、乳幼児から学校卒業までの一貫した継続的な支援体制とともに障がい児通所支援事業所等関係機関との連携を図り、一人ひとりの多様なニーズに対応できるよう努めます。

医療的ケア児の支援については、医療機関と福祉・教育などの関係機関との情報共有に 努め、五泉市障がい者総合支援協議会を通じて連携を強化していくことで支援体制の整備 を図ります。

#### ② 通所支援サービスについて

早期発見・早期療育につなげるため、乳幼児健診や各種相談事業の場を活用し、保育施設等関係機関と連携を強化してニーズの把握に努めます。また、発達障がい等に関する知識や支援が広がるよう、療育体制の整備・充実に努めます。

既存の障がい児通所支援事業所に対し、保育所等訪問支援事業等の新規事業の参入や事業拡大を働きかけ、近隣の事業所とも連携しながら、サービス提供の確保に努めます。

放課後等デイサービスについては、4事業所が市内でサービスを提供しています。今後 もサービス提供事業所や障がい児相談支援事業所と連携し、適正な利用ができるよう努め ます。

#### ③ 相談支援について

障がいを持つ児童の特性や発達に応じた適正な支援やサービスが受けられるよう、情報発信に努めるとともに、基幹相談支援センターや福祉関係機関と連携を図り、相談支援専門員の養成や増員を働きかけ、専門的な相談体制の整備を図ります。

# 〈資料編〉

1	五泉市障がい者総合支援協議会設置要網135
2	五泉市障がい者総合支援協議会組織図137
3	五泉市障がい者総合支援協議会委員名簿138
4	障がい者計画及び障がい福祉計画の策定経過139
5	障害者基本法(抜粋)140
6	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する
	ための法律(抜粋)148
7	児童福祉法(抜粋)151
8	用語集154

## 1 五泉市障がい者総合支援協議会設置要綱

#### (設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第89条の3の規定に基づく相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、五泉市障がい 者総合支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

#### (協議事項)

- 第2条 協議会は次に掲げる事項を協議する。
  - (1) 障がい者計画等の進捗管理、策定及び見直しに関すること。
  - (2) 障がい者に関するサービス等の課題への対応に関すること。
  - (3) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
  - (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
  - (5) 障がい者虐待防止に関すること。
  - (6) その他障がい者施策に関すること。

#### (組織)

- 第3条 協議会は、次に掲げる者により30人以内で構成する。
  - (1) 障害者相談支援事業者
  - (2) 障害福祉サービス提供事業者
  - (3) 保健・医療・消防関係者
  - (4)教育•雇用関係者
  - (5) 障がい者等関係団体
  - (6) 学識経験者
  - (7) 警察関係者
  - (8) その他市長が必要と認める者
- 2 協議会は、必要に応じて専門部会等を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠 委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。ただし、最初の会議は市長が招集する。
- 2 会長が特に必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- この要綱は、平成20年2月1日から施行する。
- この要綱の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。
- この要綱は、平成21年1月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年3月1日から施行する。
- この要綱は、平成23年5月25日から施行する。
- この要綱は、平成24年10月1日から施行する。
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

#### 五泉市障がい者総合支援協議会組織図 2

#### 五泉市障がい者総合支援協議会 組織図

### <u>協議会</u>

(報告・確認・研修)

- ・地域課題の情報共有
- ・福祉計画の見直し、進捗状況の確認
- ・重要事項等の方向性の協議と調整
- ・虐待事案の検証

メンバー:相談支援事業者、障がい福祉サービス提供事業者、保健・医療・ 消防関係者、教育・雇用関係者、障がい者等関係団体、警察関係

(全体調整、運営)

- ・全体、各部会間の調整、スケジュール管理
- ・課題を整理し、部会へ繋げる。
- ・協議事項の総合的な進捗管理と情報共有
- ・メンバー:健康福祉課、相談支援事業者、専門部会長、その他関係機関等

#### 門部会

(課題の検討・情報共有)

・課題の解決の方針を検討 メンバー:支援機関の実務担当者等

域生活部会

ごども部会

がい ·高齢部

就労部

(啓発普及·情報共有) 権利擁護連絡会 利擁護連絡

相談支援等連絡

## 支援機関

サービス事業者

保健•医療機関

就労雇用機関

教育関係機関 障がい者等団体

#### 相談支援事業者(個別支援)

障がいのある人及びその家族の生活等 を支援する為、課題に応じて様々な関係 者がケア会議を開催し、サービス調整等 を行う。

個別支援会議

五泉市

## 3 五泉市障がい者総合支援協議会委員名簿

区 分		団体・機関	氏 名
1 号委員 障害者相談支援事業者	1	障害者相談支援事業所いずみの里	ササキ アツコ 佐々木 敦子
2 号委員 障害福祉サービス提供事業者	2	新潟県中東福祉事務組合	○ <sup>オカ ムラ</sup> ミツコ ○ 岡村 密子
	3	社会福祉法人中東福祉会	クワノ マサミチ 桑野 昌道
	4	社会福祉法人五泉市社会福祉協議会	◎ <sup>ユアサ</sup> <sup>ヨシアキ</sup> ◎ 湯浅 善章
	5	株式会社 まごころネット	タカハシ マリコ 高橋 眞理子
	6	医療法人社団五十嵐整形外科 (在宅複合型施設ひまわり)	ウメダ タマミ 梅田 珠美
3 号委員 保健・医療・消防関係者	7	社団法人五泉市東蒲原郡医師会	コヤマ タカシ 小山 隆
	8	特定医療法人 青山信愛会 新津信愛病院	ハセガワ ユヴキ 長谷川 悠紀
	9	消防本部消防署	バガ ユキヒコ 羽下 幸彦
4 号委員 教育・雇用関係者	10	新潟県立五泉特別支援学校	オオタケ ヨシハリ 大竹 嘉則
	11	校長会(五泉北中学校)	+ガクラ コウジ 永倉 浩二
	12	五泉商工会議所	カトウ エリコ 加藤 恵利子
	13	新津公共職業安定所	1799 池田 のりこ
5 号委員 障がい者等関係団体	14	五泉市民生委員児童委員協議会	ng/ 波多野 たけ
	15	五泉市身体障害者福祉協会	世半カワ ワヘイ 関川 和平
	16	五泉市精神障害者家族会まつかぜ会	ハヤシ トウエイ 林 東榮
	17	新潟いなほの会	カキコ ス ヨ 金子 郁代
7 号委員 警察関係者	18	五泉警察署	ネズキ いシ 鈴木 斉
8 号委員 その他市長が認める者	19	新潟地域振興局健康福祉部	ョシダ サトシ 吉田 智
	20	総務課長	サトウ ユタカ 佐藤 豊
	21	企画政策課長	サクマ ケンイチ 佐久間 謙一
	22	高齢福祉課長	ハヤシ マナブ 林 学
	23	学校教育課長	イトウ シュンコ 伊藤 順子
	24	商工観光課長	ハヤシ ヒロュキ 林 浩之
	25	都市整備課長	ッカノ カズヤ 塚野 一也

◎会長 ○副会長

(敬称略、順不同)

# 4 障がい者計画及び障がい福祉計画の策定経過

年 月 日	内 容				
令和2年7月22日	第1回五泉市障がい者総合支援協議会				
	(1)計画策定のスケジュールについて				
令和2年8月~9月	障がい福祉施策に関するアンケート調査 〇障がい者・児アンケート				
	<ul><li>(1)調査対象者</li><li>五泉市在住で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者 保健福祉手帳・難病の特定疾患受給者証をお持ちの方、</li></ul>				
	特別児童扶養手当・障がい児通所支援サービスを受給さ				
	れている方のうち 1,000人				
	(2)調査方法 郵送による配布・回収				
	(3)有効回答率 48.3%				
	○事業所アンケート				
	(1)調査対象者 五泉市内の障がい福祉サービス事業所				
	38事業所				
	(2)調査方法 郵送による配布・回収				
	(3) 有効回答率 81.6%				
令和2年10月27日	第2回五泉市障がい者総合支援協議会				
	(1)第2次五泉市障がい者計画の施策について				
	(2)障がい福祉に関するアンケート調査について				
	(3)国の制度の変更点について				
令和2年12月15日	第3回五泉市障がい者総合支援協議会				
	(1)第3次五泉市障がい者計画・第6期五泉市障がい福祉計画・				
	第2期五泉市障がい児福祉計画(案)について				
令和3年1月15日	市民意見募集(パブリックコメント)の実施				
~2月12日	(1) 閲覧場所				
	市役所・支所の行政資料コーナー、健康福祉課、支所地				
	域振興課、五泉・村松図書館、五泉市ホームページ				
	(2) 応募方法				
ATROX 0 5 40 5	郵送、FAX、Eメール、持参				
令和3年2月19日	五泉市障がい者総合支援協議会(書面協議)				
~2月25日	(1)市民意見募集(パブリックコメント)における意見と市の				
	考え方について				
	(2)計画内容の協議				

# 5 障害者基本法(抜粋)

# (目 的)

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがいのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害 (以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常 生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

### (地域社会における共生等)

- 第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。
- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動 に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、 地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

### (差別の禁止)

- 第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を 侵害する行為をしてはならない。
- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う 負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならない よう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- 3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

### (国際的協調)

第五条 第一条に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接 な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則(以下「基本原則」という。)にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

### (国民の理解)

第七条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を 講じなければならない。

### (国民の責務)

第八条 国民は、基本原則にのっとり、第一条に規定する社会の実現に寄与するよう努め なければならない。

### (障害者週間)

- 第九条 国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、 経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設け る。
- 2 障害者週間は、十二月三日から十二月九日までの一週間とする。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の

団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

### (施策の基本方針)

- 第十条 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害 の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施 されなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

# (障害者基本計画等)

- 第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的 な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」 という。)を策定しなければならない。
- 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画」という。)を策定しなければならない。
- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
- 6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。
- 7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨 を公表しなければならない。
- 8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都 道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更につ いて準用する。

### 第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策

### (医療、介護等)

- 第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、前項に規定する医療及びリハビリテーションの研究、開発及び 普及を促進しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者が、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、 医療、介護、保健、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策 を講じなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、第一項及び前項に規定する施策を講ずるために必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、医療若しくは介護の給付又はリハビリテーションの提供を行う に当たっては、障害者が、可能な限りその身近な場所においてこれらを受けられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、その人権を十分に尊重しなければならない。
- 6 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が 日常生活及び社会生活を営むのに必要な施策を講じなければならない。
- 7 国及び地方公共団体は、前項に規定する施策を講ずるために必要な福祉用具の研究及び 開発、身体障害者補助犬の育成等を促進しなければならない。

### (年余等)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならない。

### (教育)

- 第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を 踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒 が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方 法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

# (療育)

- 第十七条 国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備を促進しなければならない。

### (職業相談等)

- 第十八条 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害者の多様な就業の機会の確保を図るため、前項に規定する 施策に関する調査及び研究を促進しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者の地域社会における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

### (雇用の促進等)

- 第十九条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体並びに事業者における障害者の雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策を講じなければならない。
- 2 事業主は、障害者の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の機会を 確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇 用の安定を図るよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もってその雇用の促進及び継続を図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

### (住宅の確保)

第二十条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

### (公共的施設のバリアフリー化)

- 第二十一条 国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立 及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設(車両、船舶、航空機 等の移動施設を含む。次項において同じ。)その他の公共的施設について、障害者が円滑に 利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。
- 2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、前二項の規定により行われる公共的施設の構造及び設備の整備等が総合的かつ計画的に推進されるようにするため、必要な施策を講じなければならない。
- 4 国、地方公共団体及び公共的施設を設置する事業者は、自ら設置する公共的施設を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬の同伴について障害者の利用の便宜を図らなければならない。

### (情報の利用におけるバリアフリー化等)

- 第二十二条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意志を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。
- 3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連 装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等 に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

### (相談等)

- 第二十三条 国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うものとする。

### (経済的負担の軽減)

第二十四条 国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を 図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免 その他必要な施策を講じなければならない。

### (文化的諸条件の整備等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

# (防災及び防犯)

第二十六条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を 営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応 じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない。

### (消費者としての障害者の保護)

- 第二十七条 国及び地方公共団体は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供その他必要な施策を講じなければならない。
- 2 事業者は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供等に努めなければならない。

# (選挙等における配慮)

第二十八条 国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国 民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は 設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。

# (司法手続における配慮等)

第二十九条 国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する 手続その他これに準ずる手続の対象となった場合又は裁判所における民事事件、家事事件 若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となった場合において、障害者が その権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手 段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなけ ればならない。

# (国際協力)

第三十条 国は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を国際的協調の下に推進するため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策を講ずるように努めるものとする。

# 6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(抜粋)

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (市町村等の責務)

- 第二条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を 有する。
- 一 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児(以下「障害者等」という。)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーション(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第二条第七号に規定する職業リハビリテーションをいう。以下同じ。)の措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
- 二 障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び 指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 三 意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。

### (国民の責務)

第三条 すべての国民は、その障害の有無にかかわらず、障害者等が自立した日常生活又は 社会生活を営めるような地域社会の実現に協力するよう努めなければならない。

### (定義)

- 第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する発達障害を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいう。
- 2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。
- 3 この法律において「保護者」とは、児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。
- 4 この法律において「障害支援区分」とは、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の 状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で 定める区分をいう。

### 第五章 障害福祉計画

### (市町村障害福祉計画)

- 第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この 法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定 めるものとする。
- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類 ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ご との必要な見込量の確保のための方策

- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項 第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所 その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関す る事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を 勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会(以下この項及び第八十九条第七項において「協議会」という。)を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 第八十八条の二 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項(市町村障害福祉計画 に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。) について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉 計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

# 7 児童福祉法(抜粋)

# 第一章 総則

- 第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、 その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達 がびにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。
- 第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。
- 2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- 3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

# 第一節 国及び地方公共団体の責務

第三条の三 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第十条第一項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第二十四条第一項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

### 第二節 定義

- 第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。
- ー 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者
- 2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する発達障害児を含む。)又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。
- 第六条 この法律で、保護者とは、第十九条の三、第五十七条の三第二項、第五十七条の三 の三第二項及び第五十七条の四第二項を除き、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、 児童を現に監護する者をいう。

### 第二章 福祉の保護

### 第九節 障害児福祉計画

- 第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- ー 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保の ための方策
- 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、 教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を 勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その 他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成 するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することがで きる。
- 7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の 三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更し ようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならな い。
- 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。

- 11 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 12 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都 道府県知事に提出しなければならない。
- 第三十三条の二十一 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項(市町村障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。)について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

# 8 用語集

# 「か」行

# 【介護保険の要介護認定】

介護保険法では、日常生活において介護を必要とする状態を意味する要介護認定と、日常生活に見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定の2種類の認定が別々に規定されています。被保険者の介護を必要とする度合いとして、最も軽度の要支援1から最も重度の要介護5まで、7段階の介護度が設けられています。

# 【ゲートキーパースキル】

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる知識・能力のことを言います。

### 【強度行動障がい】

自傷行為や物を壊すなど周囲の人に影響を及ぼす行動が多く、家庭でかなり努力をして、 養育しても難しい状態が続き、特別な支援が必要な状態を言います。

### 【五泉市総合計画】

平成 18 年 1 月 1 日、五泉市と村松町は合併し、新生「五泉市」が誕生しました。この計画は、合併時に策定された新市建設計画を基本として、これからの新しいまちづくりの目標や方向性ならびにその実現のための基本施策を示すもので、市民の皆さんとともに新しいまちづくりを推進する基本的な方針を示しています。「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3 つの要素で構成されています。

# 「さ」行

# 【自助・共助・公助】

「自助」とは自ら決定し自立すること、「共助」とは地域や市民レベルで支え合いをすること、「公助」とは自立や支え合いを行政が支援することを言います。

### 【障害者基本法】

誰もが、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

### 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)】

平成 25 年 4 月から、「障害者自立支援法」が一部改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と名称が変更されました。この法律では、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

### 【白立支援医療 (精神诵院医療)】

公費負担医療のひとつで、精神疾患の治療のため通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対して医療費の自己負担を軽減するものです。対象となるのは、統合失調症、 うつ病・躁うつ病などの気分障がい、不安障がい、アルコール・薬物などの精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障がい、強迫性人格障がい、てんかんなどです。

### 【成年後見制度】

認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、意思能力がない、または、判断能力が不十分な人のために、金銭や身の回りの管理や保護に関する契約等の法律行為全般を行うための制度です。

# 「た」行

### 【诵級指導教室】

小・中学校の通常の学級に在籍している、言語障がい、情緒障がい、弱視、難聴などの障がいがある児童・生徒のうち、比較的軽度の障がいがある児童・生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行い、個々の障がいの状態に応じた特別の指導を通級指導教室で行う教育形態です。

### 【デマンド乗合タクシー】

タクシー車両を利用して、予約をした人の家まで迎えに行き目的地まで運行する「予約制の乗合タクシー」です。予約をした人たちの自宅や目的地を効率よく回るルートを設定し、利用者を乗せたり降ろしたりしながら乗合で移動します。

### 【特別支援学級】

学校教育法には、「小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学校を置くことができる。」と定められています。 対象となるのは、知的障がい者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障がいる。 いのある人で、特別支援学級において教育を行うことが適当な人とされています。

# 【特別支援学校】

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者、または病弱者(身体虚弱者を含む)に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を行うとともに、 障がいによる学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を教えることを目的としています。

## 「な」行

### 【内部障がい】

心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう機能障がい、直腸・小腸 機能障がいなどのことを言います。

### 【ノーマライゼーション】

障がいのある人が、地域社会の中で、障がいのない人と同じように社会の一員として生活を営み、行動できることが本来の社会のあり方であるという考え方を言います。

## 「は」行

### 【バリアフリー】

もともとは障がいのある人が生活していくうえで妨げとなる段差などの物理的な障壁(バリア)をなくす意味です。現在では物理的な障壁に限らず、制度や心理的な障壁を含め、あらゆる障壁を取り除く意味で用いられます。

## 【PDCA サイクル】

様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Action)」のプロセスを順に実施していくものです。

# 「ま」行

# 【メンタルヘルス】

精神面における健康のことで、精神的健康、心の健康などと称されます。主に精神的な疲労、ストレス、悩みなどの軽減や緩和とそれへのサポートについて、メンタルヘルス対策と表現しています。

# 「ら」行

# 【ライフステージ】

人間が誕生してから死に至るまでのそれぞれの過程における生活史上の各段階のことを指 します。幼年期、児童期、青年期、老年期などがあります。

第3次五泉市障がい者計画 第6期五泉市障がい福祉計画 第2期五泉市障がい児福祉計画

発 行 令和3年3月

企画・編集 五泉市 健康福祉課

住 所 〒959-1692

新潟県五泉市太田 1094 番地 1

電 話 0250-43-3911(代表)

F A X 0250-43-0417

